

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書

小田原市スーパーシティ構想（抜粋）

〔 縁ある人すべてを守り、未来を輝かせる
クリーン&スマート城下町“ODAWARA” 〕

神奈川県小田原市

I. 概要

II. 個別事項

- ①「複数分野の先端的サービスの提供」に関する事項
 - (1) 先端的サービスの概要
 - A. 交流都市との連携による海外展開と教育改革
 - B. 命を守る医療、防災の確保と再生可能エネルギーの普及
 - C. 市民も来訪者も快適に過ごすことができるまちづくり
 - (2) 先端的サービスの一覧表
- ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項
- ③「アーキテクト」に関する事項
- ④「主要な事業者候補の選定」に関する事項
- ⑤「住民等の意向の把握」に関する事項
- ⑥「データ連携基盤」に関する事項
- ⑦「個人情報情報の適切な取扱い」に関する事項

III. 参考

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書

I 概要

基本情報

提案者	地方公共団体名	神奈川県小田原市			
	窓口担当者① (所属・役職・氏名)		電話番号		
			Eメール		
	窓口担当者② (所属・役職・氏名)		電話番号		
			Eメール		

I 概要

スーパーシティ構想の名称	小田原市スーパーシティ構想 ～ 縁ある人すべてを守り、未来を輝かせるグリーン&スマート城下町“ODAWARA” ～
対象区域 (別途、位置図等を添付)	市全域（教育分野、海外展開分野、エネルギー分野、防災／医療分野。観光分野は小田原駅・城・漁港周辺、交通分野は小田原駅・城・漁港周辺及び橋北区域） ※別添位置図参照
地域の課題、課題解決のための目標等	本市は神奈川県西部の中心的都市であるが、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、それに伴い医療・福祉の負担増、社会インフラの弱体化等が進んでいる。 また、巨大地震の発生確率が高く、富士山噴火時には市に溶岩流が到達する危険性が指摘される等、災害のリスクも高い。 さらに、新型コロナウイルスの影響により市の中心的な産業である観光業が甚大な被害を受けており、市民の生活にも影響が出ている。 これらのことから、都市の活力が失われ、人口減少や地域経済縮小、生活の質の低下等が連鎖的に発生する「負の連鎖」が生じつつある。 一方で、小田原は地理的・歴史的資源に恵まれた日本有数の観光地であり、また、これまでに取り組んできたエネルギー政策の先進的な取り組みや、オーストラリアをはじめとした海外都市との交流関係、公民連携の実績といった資産・資源を有している。 そして、最近では老朽化した市立病院の建替や市内での日本先端大学（仮称）の設立といった新しい動きが生じており、さらに、新型コロナウイルスの影響が長引く中で、居住環境と都心への好アクセスを両立した小田原に住むことを希望する方が増えており、人口の社会増が続く（令和2年6月以降）など、未来への希望の芽が育ちつつある。 わが国の社会・経済情勢は大きく変化し、これまでの考え方や手法の延長線上に豊かな未来社会を描くことは難しくなっている。こうした中であって、市民の命と生活を守り、小田原の輝く未来を創り、「世界が憧れるまち“ODAWARA”」の実現を目指す。 ※P.6～10参照

I 概要

地域の課題、課題解決のための目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域課題</th><th>課題解決のための取組</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 人口減少、高齢化、年少人口・生産年齢人口の減少</td><td> ✓ 社会で力を発揮できる人材を育てる教育の充実 ✓ 産学官連携による新技術の研究開発から実用化までの一貫支援による本市への企業進出の促進と活力強化 </td></tr> <tr> <td>・ 自然に恵まれた地形ゆえの地震・火山・津波・水害リスク</td><td> ✓ 防災・医療・交通・観光等の総合的整備による市民・観光客等の安全確保 ✓ EV車の普及促進と「動く蓄電池」としての活用による、災害時の継続的なライフラインの確保 </td></tr> <tr> <td>・ 少子高齢化等による医療福祉の負担増</td><td> ✓ 日本一スマート化された市立病院の再整備や迅速な救急搬送による命を守る体制の整備 ✓ 未病対策を通じた市民の健康増進 </td></tr> <tr> <td>・ 人口減少等による社会インフラの弱体化</td><td> ✓ EVカーシェアリングの導入促進とEVオンデマンドバス運行による公共交通機関へのシフトの推進 ✓ 耕作放棄地等への〈発電－蓄電－電気の活用〉を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」の整備 </td></tr> <tr> <td>・ 新型コロナウイルスによる経済への悪影響</td><td> ✓ 新技術や地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発・提供 ✓ 小田原の最先端のデジタル技術や、それを活かした特産品等の海外交流都市を通じた世界への販路開拓 </td></tr> </tbody> </table>  都市の活力が失われ、人口減少や地域経済縮小、 生活の質の低下等が連鎖的に発生 スーパーシティを活用し、「負の連鎖」を断ち切る  「いのちと健康を守る」「暮らしを守る」「未来が輝く」 世界が憧れるまち“ODAWARA”へ	地域課題	課題解決のための取組	・ 人口減少、高齢化、年少人口・生産年齢人口の減少	✓ 社会で力を発揮できる人材を育てる教育の充実 ✓ 産学官連携による新技術の研究開発から実用化までの一貫支援による本市への企業進出の促進と活力強化	・ 自然に恵まれた地形ゆえの地震・火山・津波・水害リスク	✓ 防災・医療・交通・観光等の総合的整備による市民・観光客等の安全確保 ✓ EV車の普及促進と「動く蓄電池」としての活用による、災害時の継続的なライフラインの確保	・ 少子高齢化等による医療福祉の負担増	✓ 日本一スマート化された市立病院の再整備や迅速な救急搬送による命を守る体制の整備 ✓ 未病対策を通じた市民の健康増進	・ 人口減少等による社会インフラの弱体化	✓ EVカーシェアリングの導入促進とEVオンデマンドバス運行による公共交通機関へのシフトの推進 ✓ 耕作放棄地等への〈発電－蓄電－電気の活用〉を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」の整備	・ 新型コロナウイルスによる経済への悪影響	✓ 新技術や地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発・提供 ✓ 小田原の最先端のデジタル技術や、それを活かした特産品等の海外交流都市を通じた世界への販路開拓
地域課題	課題解決のための取組												
・ 人口減少、高齢化、年少人口・生産年齢人口の減少	✓ 社会で力を発揮できる人材を育てる教育の充実 ✓ 産学官連携による新技術の研究開発から実用化までの一貫支援による本市への企業進出の促進と活力強化												
・ 自然に恵まれた地形ゆえの地震・火山・津波・水害リスク	✓ 防災・医療・交通・観光等の総合的整備による市民・観光客等の安全確保 ✓ EV車の普及促進と「動く蓄電池」としての活用による、災害時の継続的なライフラインの確保												
・ 少子高齢化等による医療福祉の負担増	✓ 日本一スマート化された市立病院の再整備や迅速な救急搬送による命を守る体制の整備 ✓ 未病対策を通じた市民の健康増進												
・ 人口減少等による社会インフラの弱体化	✓ EVカーシェアリングの導入促進とEVオンデマンドバス運行による公共交通機関へのシフトの推進 ✓ 耕作放棄地等への〈発電－蓄電－電気の活用〉を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」の整備												
・ 新型コロナウイルスによる経済への悪影響	✓ 新技術や地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発・提供 ✓ 小田原の最先端のデジタル技術や、それを活かした特産品等の海外交流都市を通じた世界への販路開拓												
スーパーシティ構想の概要 (次ページにイメージ図を添付)	小田原市がこれまでに蓄積した資源、有するポテンシャルに最先端のデジタル技術、連携基盤を用いたデータ活用を計画的に組み合わせることで、地域課題を解消し、輝く未来を拓く。 具体的な取組方針として、①交流都市との連携による海外展開と教育改革、②命を守る医療、防災の確保と再生可能エネルギーの普及、③市民も観光客も快適に過ごすことができる街づくり、を三つの柱に据え、相互に連携させて相乗効果を発揮させながら、また、規制改革の効果も享受しながら、個別事業を計画的・体系的に進めていく。 各個別事業は、万全の個人情報保護と誰一人取り残さない情報格差解消を前提としたうえで、市民がスーパーシティ構想に基づくデジタル化の具体的なメリットを感じられることに留意しながら進めていく。 また、市内の企業・団体やオーストラリア大使館、日本先端大学（仮称）といった関係者との連携・協力を重視し、市を含む関係者が連携・協力しての事業展開を原則とするともに、将来の方向性として、データ連携基盤の運用・改良を含む事業主体を段階的に意欲と能力ある企業・団体・個人へとシフトさせていくことによって、持続性、利便性、経済性の確保を実現し、中小規模の市町村にとつての最良のモデル事業となることを目指す。 ※P.11～12参照												

小田原市の概要

小田原市は、人口約189,000人。神奈川県の南西部に位置し、北西部を丹沢・箱根山系、南部を相模湾に囲まれた、県西地域の中心都市として知られています。



面積

113.60km²

小田原市役所

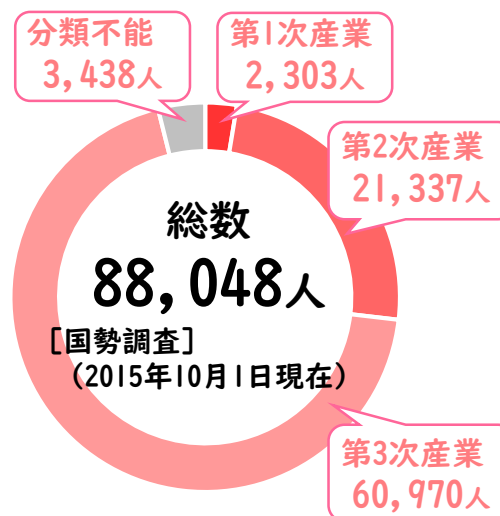
北緯 35° 15' 53"

東経 139° 9' 08"

人口



就業者数



事業所

事業所数

7,763

従業者数

82,174人

製造品出荷額等

576,033
百万円出荷額
第1位の産業
情報機器

年間商品販売額

卸売業

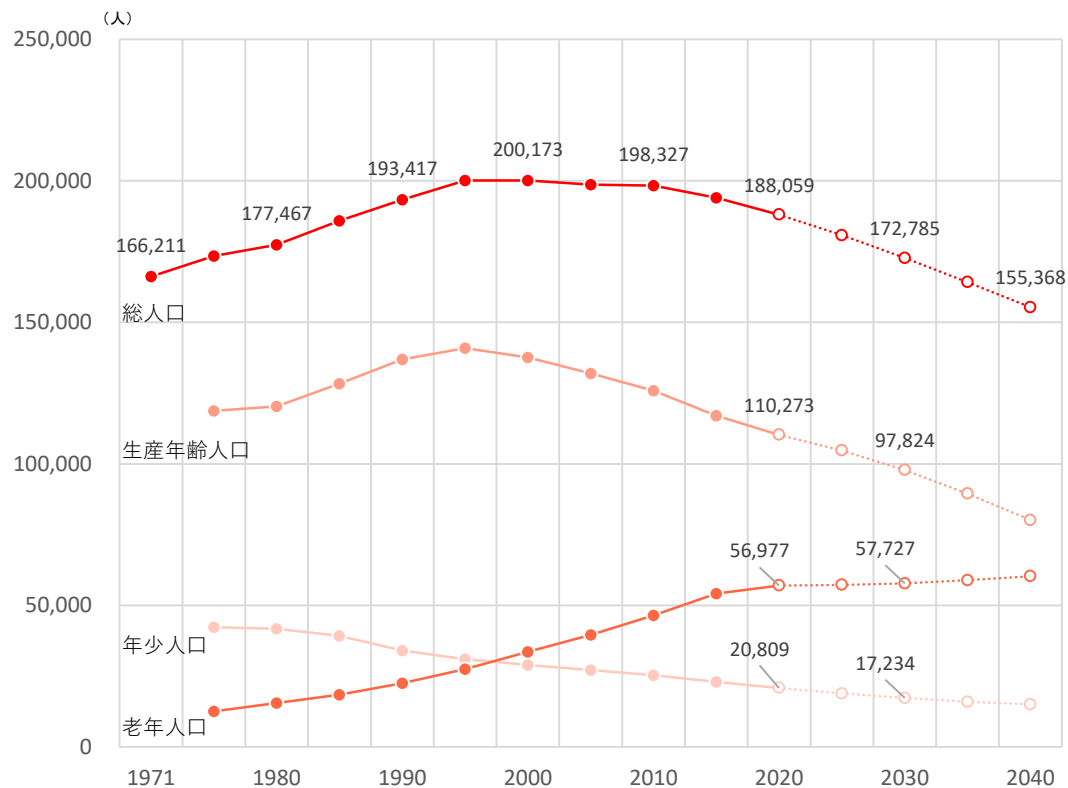
172,330
百万円

小売業

227,951
百万円

「平成26年度経済センサス」

□本市の人口の推移



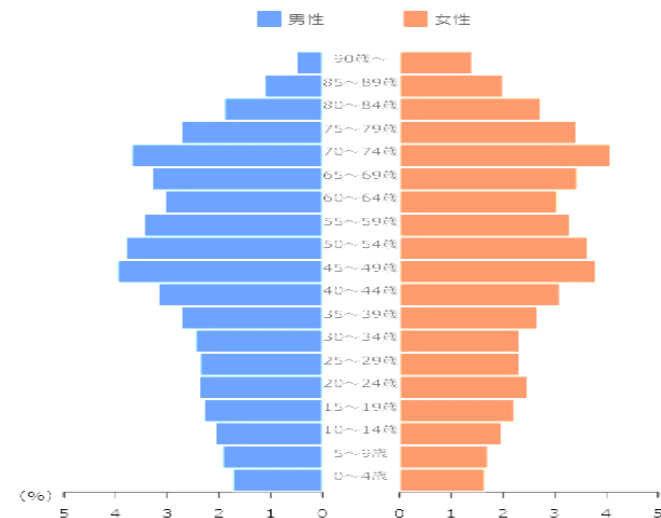
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注記：2020年以前は市統計月報、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

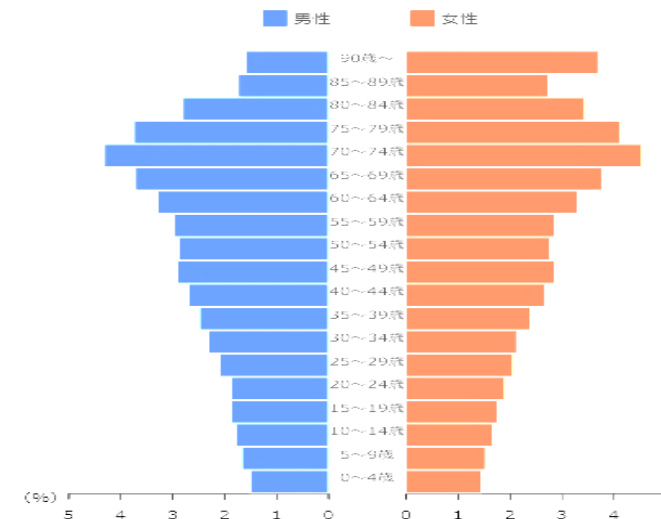
人口減少、高齢化、年少人口・生産年齢人口の減少に歯止めがかからず、都市の魅力や活力が失われていく

□本市の人口ピラミッド

2020年



2045年



生命のリスク

□自然に恵まれた地形ゆえの
地震・火山・津波・水害リスク

●巨大地震発生率（今後30年）

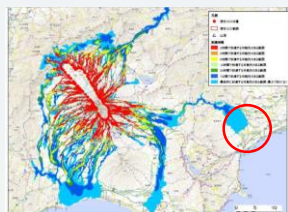
都心南部直下型地震及び南海トラフ巨大地震

発生確率 70%
想定マグニチュード 7.3～9.0

<出典> 神奈川県地域防災計画

●富士山火山災害

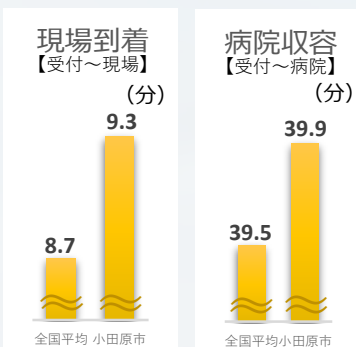
市の一部が「火山災害警戒地域」に



<出典> 富士山火山防災協議会
大規模噴火時シミュレーション

□少子高齢化等による
医療福祉の負担増

●時間を要する救急搬送



<出典> 平成30年小田原市消防本部
救急集計データ

生活のリスク

□人口減少等による
社会インフラの弱体化

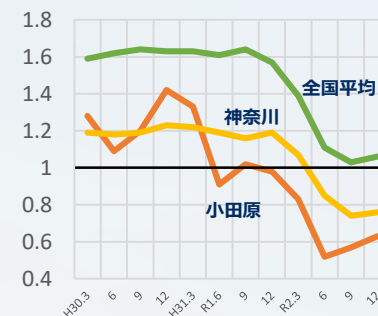
●市内バス路線数の減少



<出典> 酒匂川流域バスマップより
(小田原を通る路線数をカウント)

□新型コロナウイルスによる
経済への悪影響

●雇用の不安定化 (有効求人倍率の推移)



観光客の激減により、
老舗かまぼこ店の倒産など、
市の経済の大きなウェイトを占める
観光業に大きな打撃

様々なリスクをきっかけとした**負のスパイラル**が起きつつある

公共サービスの利便性低下や
市民所得の減少による
生活の質の低下

歳入減少による**市の財政悪化**や
景気低迷による**雇用情勢の悪化**

負のスパイラル

都市の魅力低下による
人口の流出、少子高齢化

人口減少や産業空洞化による
地域経済の縮小

一方で、小田原の持つポテンシャルが希望の芽を育てる・・・

□地理的・歴史的資源に 恵まれた日本有数の観光地



古くからの歴史を有する
城下町・宿場町



近代史を代表する政財
界人や文人墨客が集い、
交流した魅力ある街並み



都心からの程よい距離と
抜群の交通アクセス網



＜東海道新幹線・JR東海道本線
・小田急小田原線・充実した道路網＞

□これまでの取り組み

エネルギー政策先進都市

- ・地域マイクログリッド構築事業
＜経済産業省連携＞
- ・炭素循環モデル構築実証事業
- ・E V 活用地域交通モデル事業
＜環境省連携＞

海外都市連携

- ・30年にわたる青少年相互交流
＜ノーザンビーチーズ市連携＞
- ・ラグビーWC/オリンピックの
トレーニング拠点の提供
＜オーストラリア代表連携＞

公民連携

- 市内の個人・団体との連携蓄積
と市内外の企業との協力関係
の構築

□最近の新しい動き



日本一スマート化された
新市立病院の整備

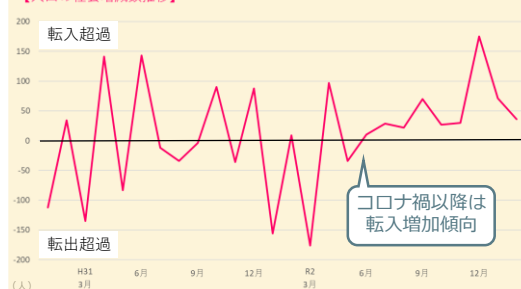


関東学院大学・日本先端
大学（仮称）のキャンパスを
活用した新技術の開発



リモートワークが定着する中で、
居住環境と都市へのアクセスを
両立できる小田原への移住増

【人口の社会増減数推移】



小田原が有するポテンシャルに、デジタル技術とデータ活用をスーパーシティ構想に基づき総合的かつ計画的に組み合わせることで、縁ある人すべてを守り、未来を輝かせる「クリーン&スマート城下町“ODAWARA”」を実現します。

1

いのちと健康を
守る



医療・防災・福祉

2

暮らしを
守る



交通・観光・海外展開

3

未来が
輝く



環境・教育・技術開発

世界が憧れるまち“ODAWARA”へ

【日本の小田原・世界の小田原】 誰もが楽しめる国際観光都市

- ・地域資源と新技術をマッチさせた美食のまち
- ・訪れやすく、動きやすい観光地を支えるEV
- ・複合現実も活用した未来型観光を提供



【日本一の環境都市】は 再生可能エネルギーが動かす

- ・耕作放棄地等を活用した発電・蓄電施設群
- ・EVカーシェアリングやオンデマンドバスで脱炭素社会に向かって疾走



【日本一スマート化され た市立病院】を中核 とした安心のまち

- ・顔認証やマイナンバーカードでスマート化された新市立病院と救急搬送
- ・衛星やドローンによる災害状況の把握とEV等によるライフラインの確保



【小田原から世界へ】 企業や市民が海外で活躍

- ・海外都市との信頼関係を基に、小田原の最先端のデジタル技術やまちづくりを海外に売り込む
- ・バーチャル交流で市民交流を強化



【小田原で育てよう】と思える 日本最先端の教育環境

- ・中学校での「デジタル(仮称)」科目創設
- ・教育現場に実務に通じたデジタル人材を配置
- ・オンラインを活用した充実の国際教育



【小田原は広大なラボ】技術開発 から実証実験まで一貫した環境

- ・意欲ある企業・研究者が関東学院大学、日本先端大学(仮称)で新技術を開発
- ・開発された技術の実証実験を市が支援



小田原市「スーパーシティ構想」の主要施策

縁ある人すべてを守り、未来を輝かせる「世界が憧れるまち」

グリーン&スマート城下町“ODAWARA”

小田原市はこれまでに蓄積した地域資源にデジタル技術、データ活用を組み合わせることで、世界に、未来に発展していく「スーパーシティ」を目指します。

小田原の最先端のデジタル技術、それを活かした特産品等を交流都市を通じて世界へ売り込んでいく

関東学院大学、日本先端大学（仮称）との連携による新技術開発－実証実験－実用化までの一貫支援

A. 交流都市との連携
による海外展開と
教育改革

中学校でのデジタル科目新設とデジタル人材を教員として登用

規制改革：教育職員免許法

- 環境・防災・医療等の優れた技術を海外展開
- 社会で力を発揮できる人材を育てる教育の充実

- 国内外の観光客の増加・滞在期間延長
- 本市の特産品を海外展開

万全の個人情報保護
・
誰一人
取り残さない
情報格差解消B. 命を守る医療、
防災の確保と再生可能
エネルギーの普及C. 市民も観光客も
快適に過ごすことが
できるまちづくり

新技術や地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発・提供

公民連携でEVカーシェアリングや公共交通機関へのシフトの推進

規制改革：農地法等

耕作放棄農地でのソーラー活用やEV導入によるグリーンシティの実現、蓄電池やEVによる災害時のライフライン確保

受付から処方箋受付・救急搬送まで日本一スマート化された市立病院の整備と未病対策を通じた市民の健康増進

規制改革：建築基準法等

- クリーンエネルギーを活用した交通網整備や特産品開発
- 防災・医療・交通・観光等の総合的整備によりすべての人に安心を

エネルギーの取組（1. 背景）

- 東日本大震災以降、持続可能なまちづくりに不可欠な要素として、地域固有の資源たる再生可能エネルギーを活かした持続可能なまちづくりを目指す市民・事業者の思いが高まった

平成26年4月 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例 の制定

条例の基本理念

- ◆ 再生可能エネルギーは、“**地域固有の資源**”である。
- ◆ 再生可能エネルギーは、**地域に根ざした主体により、防災対策の推進及び地域の活性化に資するように利用されるべき。**

再生可能エネルギー事業に対する支援

- ◆ 市内で実施される「再生可能エネルギー事業」に対し、**奨励金の交付**を行う。

市民参加型再生可能エネルギー事業に対する認定と支援

- ◆ 市民の参加などの一定の条件を満たす再生可能エネルギー事業を「**市民参加型再生可能エネルギー事業**」として認定し、奨励金の交付等の支援を行う。



小田原メガソーラー市民発電所 上空写真

■ 奨励金について（平成26年4月～）

● 対象者

- ① 市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営む事業者。
- ② 本市の償却資産課税台帳に当該再生可能エネルギー事業の認定発電設備等の所有者として登録されている者又はその相続人。

● 対象事業

- ① 認定発電設備
- ② 自家消費型再生可能エネルギー発電設備
- ③ 再生可能エネルギー熱利用設備

● 交付金額

交付申請をした年度に認定発電設備に課された固定資産税相当額。

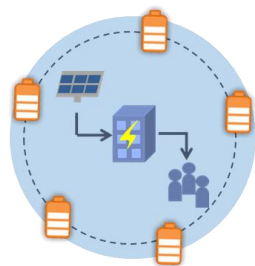
再エネ利用等の促進を **手段** として、**持続可能なまちづくり**を目指す。

公民連携したエネルギー政策の展開として、地産電源の創出（平成26年）・小売電気事業との連携（平成28年）

エネルギーの取組（2. 最近の取組）

■ 国の事業展開との連携

経済産業省との連携
 （全国6団体が実施する
 VPP実証事業に参加）
VPPリソース導入事業
 （平成29年～令和元年）



環境省との連携
 （全国で唯一の採択）
**脱炭素型地域交通モデル
 構築支援事業**
 （令和元年～令和3年）



経済産業省との連携
 （全国で3団体採択）
**地域マイクログリッド
 構築支援事業**
 （令和2年～令和3年）



■ その他の連携

SDGs 未来都市に選定されている小田原市は、令和2年7月、日産自動車(株)、神奈川日産自動車(株)、(株)日産サティオ湘南及び日産プリンス神奈川販売(株)と「電気自動車を活用した災害連携協定」を締結し、小田原市いこの森において調印式を実施した。

これにより、小田原市は、災害時に日産自動車販売店からEV（リーフ）の貸与を受けるほか、販売店において急速充電器の使用が可能となり、平時にも日産自動車(株)と連携し、ワーケーション等のEV電源としての活用等に取り組んでいる。

※SDGsとは、国連に加盟する193のすべての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標。「誰一人取り残されない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、令和12年までの達成を目指している。

蓄電池の遠隔制御を活用し、市立小・中学校及び幼稚園の全42施設に電力供給を行うとともに、うち7校の小学校に蓄電池及び太陽光発電設備を導入し、当該施設の電力ピークカット・面的なバランス調整を両立したエネルギーマネジメントを実施する実証事業。

エネルギーマネジメントのノウハウを持つ民間企業と連携し、EVに特化したカーシェアリングを行うとともに、EVを「動く蓄電池」と捉え、地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントを実施することで、脱炭素型の地域交通モデルの構築を目指す実証事業。

地域の再生可能エネルギー、蓄電池等、配電網を活用して電力を面的に利用する小さな電力網システムを構築。平時は地域の送配電ネットワークを活用し、災害等による大規模停電が発生した場合には送配電ネットワークから切り離し、当該小規模な電力網を独立運用する実証事業。

<参考資料3>

海外交流都市との連携

□オーストラリア政府との友好関係

スポーツ外交キャンペーン「AUS+RALLY」の公式パートナー国内第1号として認定された。

※「AUS+RALLY」

世界的スポーツイベントを契機に、日本と豪州の交流をさらに活発にし、お互いの価値やつながりを理解し、称えあうことを目的に、全国の自治体等にオーストラリア代表チームの応援の輪を広げていく取組。

(令和元年6月認定式であいさつする
リチャード・コート大使(当時))



□ノーザンビーチーズ市（豪）との青少年相互交流

小田原市とノーザンビーチーズ市（豪）は、1991年から友好都市関係を築き、毎年、学生の相互交流を行っている。



(青少年交流のようす)

□ラグビーオーストラリア代表のトレーニング拠点

ラグビーワールドカップ2019・東京2020オリンピックのトレーニング拠点として、事前キャンプや選手と市民の交流を実施した。



(令和元年9月ラグビーW杯事前キャンプ公開練習)

□モルディブ共和国との交流

オリンピックのホストタウンとなったきっかけに、スポーツのみならず、大統領自らが小田原を訪問し、産業協力の協議を行うなど、経済連携を見据えた交流を進めている。



(令和元年10月 大統領によるかまぼこ工場見学)

□エリトリア・ブータン・ミャンマー

オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ協定締結国であるエリトリア・ブータン・ミャンマーと、スポーツを通じた交流を行っている。



(エリトリア選手と園児の交流) (ブータン選手と高校生の交流)

□姉妹都市・チュラビスタ市（米）

小田原市とチュラビスタ市（米）は、1981年から姉妹都市関係を築き、毎年、市民が中心となって交流を進めている。



(2016年9月チュラビスタ市民訪問団によるかまぼこ手作り体験)

<参考資料4>

日本一スマート化された新市立病院の整備計画

小田原市立病院は、小田原市をはじめ2市8町からなる県西二次保健医療圏の基幹病院として、地域の医療を守る役割を担ってきたが、改築後35年以上が経過し、老朽化が顕著になるとともに、病室の一床当たりの面積が医療法施行規則の基準を下回っていることなどから、早急な対応が求められている。

こうした状況を踏まえて、新病院開院を目指し、現在、実施設計事業者の公募を開始するなど、準備を進めている。

<概算整備事業費>

約288億円 ※基本計画策定

時点

<施設配置イメージ図>



<日本一スマート化された市立病院を目指しています！>

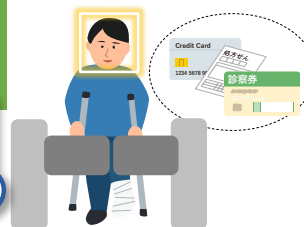
顔認証やマイナンバーカードを活用した院内手続きのスマート化により、患者の待ち時間の短縮等、便利で快適な院内環境を提供するとともに、救急搬送時には病院とのデータ連携による迅速な患者の身元確認や病歴確認を可能とすることにより、搬送時間の短縮等、救命率の向上を目指していく。

診察券レス、キャッシュレス、処方箋レスで受診できて通院が楽になった。

事前に自分の健康データや連絡先を登録しているから、救命士に早く情報が伝わった！

受け入れ先病院の確定が早い！
たらいまわしにされなくて助かった！

顔だけで
本人確認
お支払い



顔だけで
既往歴や
本人意図を
確認



日本先端大学（仮称）との連携

現在、西和彦 設置準備委員会 委員長を中心に、小田原市内に工学に特化した新たな4年制大学「日本先端大学（仮称）」を開学することが計画されており、令和4年から令和5年の開学を目指して準備を進めている。

「日本先端大学（仮称）」が開学したあかつきには、小田原市は、同大学との連携を進め、同大学キャンパスの敷地を、スーパーシティ構想に基づき産学官で実現することを目指している「自動運転EV」や「被災状況を把握する空撮ドローン」等の実証フィールドとして活用するとともに、同大学や連携企業等による新技術開発の支援（特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光等の分野を重点的に支援）や開発された新技術の実証実験（社会実験）の支援（東日本一「組みやすい市」を目指す）等により、小田原市のスーパーシティの取組を加速させる。

<同大学の概要（予定）>

- 大学名 日本先端大学（仮称）
- 学部等 工学部（学生数1, 120人）
学科：IoTメディア、デジタル医療情報工学、材料・表面工学
- 設置者 西和彦「日本先端大学（仮称）」設置準備委員会 委員長（元米国マイクロソフト社副社長、元(株)アスキー社長、学校法人須磨学園学園長）
- その他 教員は世界中からエンジニアらを招く

<キャンパスの概要>

- 敷地 121,778.26 m²（36,902 坪）
- 建物 12 棟（校舎・体育館・ゲストハウス・クラブハウス等）
延床面積 18,499.99 m²（5,606 坪）

小田原市全域

たちばなきた
橋北地区

小田原市立病院

小田原駅

小田原城

小田原漁港

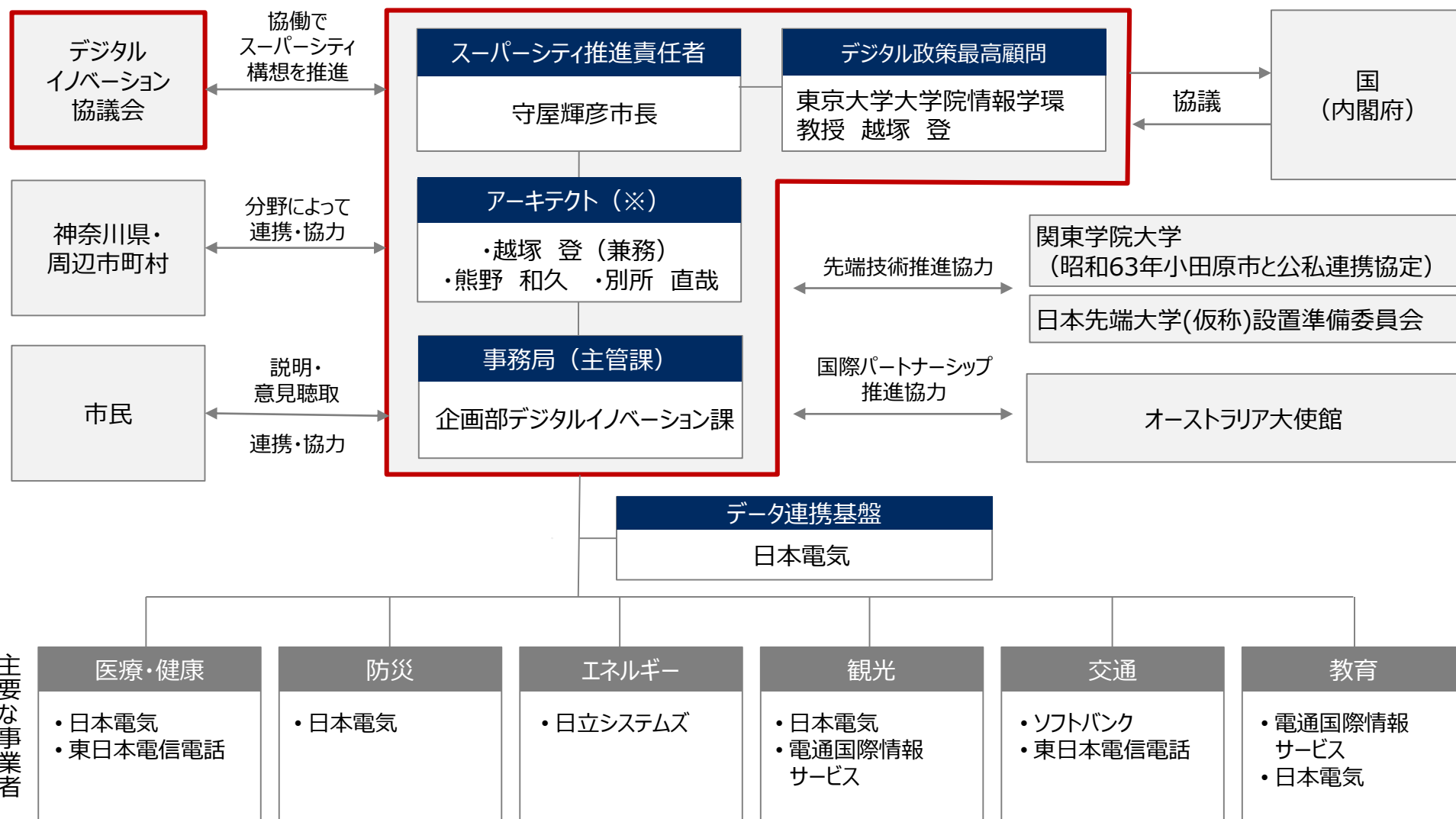
小田原駅～城～漁港
周辺地区

事業の進捗状況によりエリアが変更になる場合があります

		立上げ・パイロットフェーズ ~2022	事業展開フェーズ ~2025	事業拡大フェーズ ~2030
実現している姿	小田原市	■ 安定的な事業運営を支える事業スキームの立ち上げ	■ 事業スキームを中心として、人・事業者・金の流れが確立	■ 事業スキームによる持続的かつ自律的な運営
	事業者	■ サービス提供体制の立ち上げ ■ モデルエリアでのサービスの順次提供	■ 個別サービスの収益化	■ 事業収益の安定化 ■ サービス参加事業者の拡大
	市民等利用者	■ スーパーシティ構想への理解の深化 ■ サービス利用意向の確認	■ 先端的サービス活用によるベネフィットの享受	■ ワークショップ・人材育成への参加などを通じ、スーパーシティ構想拡大への参加
推進計画	先端的サービス	・ 基本構想策定 ・ 規制改革(特例措置)の求め ・ 地場企業・店舗の巻き込み ・ サービス実証	・ モデルエリアでの提供サービスの事業化 ・ サービス利用者の声を反映したサービス改善	・ サービス対象エリアの拡大 ・ サービス提携事業者数の拡大
	住民等の意向確認	意見交換会（※事業の進捗状況に応じて適宜実施）		
	データ連携基盤	・ データ連携基盤整備事業に関わる区域計画の策定 ・ データ連携基盤構築および社会実装前の実証	・ データ連携基盤の運用（社会実装）	

スーパーシティ構想の推進体制①

小田原市



※今後事業の進展に伴い追加していく

(※) 越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授
 熊野 和久 ダッソー・システムズ スマートシティ推進担当部長
 別所 直哉 紀尾井町戦略研究所代表取締役社長

(分担は76頁参照)

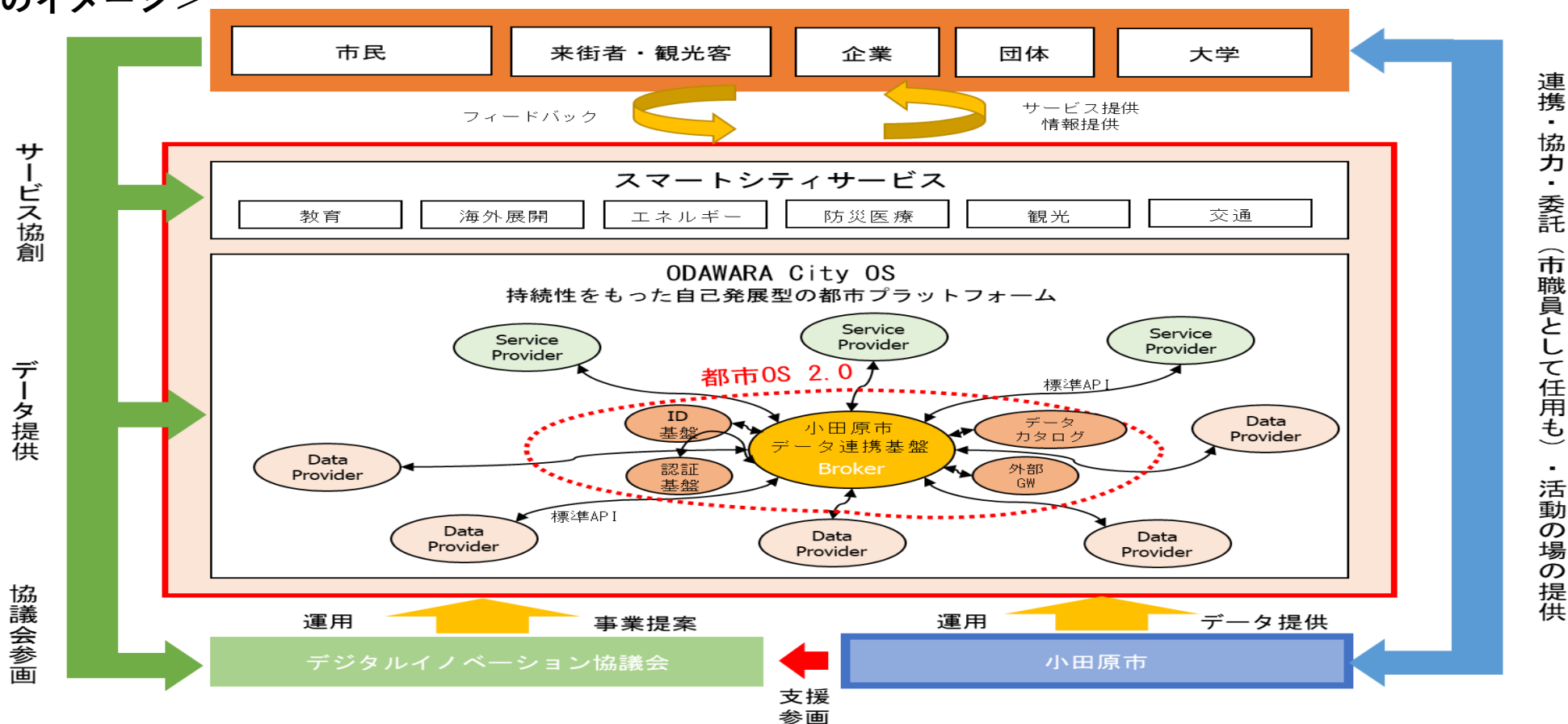
スーパーシティ構想の推進体制②

データ連携基盤等構築後は、アーキテクト（越塚東京大学大学院教授）の指導を受けながら、仕様の標準化と個人情報保護に特に留意した上で、**意欲と能力のある企業・団体・個人が市と連携（シビックテックの支援等）し、機能・データの両面で更なる充実を図る。**

こうした取り組みを進めることで、**利便性（利用者目線での運用・改修）と経済性（運用経費の合理化）、そして持続性（皆で小田原のスーパーシティを支える）を併せ持ち、中小規模の市町村にとって最良のモデルとなるデータ連携基盤の運用体制を確保する。**

<運用のイメージ>

【小田原スーパーシティエコシステム】



市のリードによる推進から、産官学民が連携した持続性のある推進体制（小田原スーパーシティエコシステム）へシフト

スーパースィティ構想の推進体制③

■小田原市デジタルイノベーション協議会

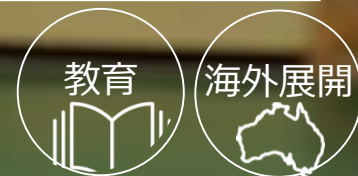
会長 小田原市長 守屋 輝彦
 副会長 小田原市（デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー） 別所 直哉
 副会長 慶應義塾大学SFC（教授） 古谷 知之

〔 4月24日に東京大学大学院情報学環 教授 越塚登氏に交代
 予定。守屋市長は顧問として引き続き携わる。 〕

■加入団体等一覧（86団体（令和3年4月15日時点））

1	青山学院大学 古橋研究室	30	国際医療福祉大学 小田原保健医療学部	59	日本電気株式会社
2	空き家活用株式会社	31	国際航業株式会社 神奈川支店	60	パナソニック株式会社 横浜電材営業所
3	アクセンチュア株式会社	32	株式会社コミュニティコム	61	Hamee株式会社
4	アスプレス株式会社	33	さがみ信用金庫	62	株式会社ピアズ
5	株式会社アベストミヤケ	34	サンネット株式会社	63	株式会社ピアフィード
6	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社	35	株式会社ジェイコム湘南・神奈川 小田原局	64	PSI株式会社
7	伊豆箱根鉄道株式会社 大雄山線管理所	36	株式会社JMDC	65	東日本電信電話株式会社 神奈川事業部
8	株式会社137	37	株式会社JTB	66	株式会社日立システムズ 神奈川支店
9	株式会社ウェルソック	38	Zip Infrastructure株式会社	67	ビディアック株式会社
10	株式会社エルテス	39	株式会社城南進学研究社	68	V3株式会社
11	小田急電鉄株式会社	40	湘南電力株式会社	69	株式会社富士通ラーニングメディア
12	株式会社おだわらコンサルティング	41	シルタス株式会社	70	株式会社ポスト広告
13	小田原市	42	株式会社 神静民報社	71	株式会社MICIN
14	小田原市防災協定団体協議会	43	株式会社SmartHR	72	株式会社ミクニ 小田原事業所
15	小田原短期大学	44	スルガ銀行 小田原支店	73	みずほ銀行 小田原支店
16	小田原の防災を考える会	45	XERO株式会社	74	みなとクリエーション
17	小田原箱根商工会議所	46	ソフトバンク株式会社	75	Meiji Seika ファルマ株式会社 足柄研究所
18	有限会社おむろ・アカデミー	47	有限会社タイコー	76	Ubie株式会社
19	神奈川県	48	株式会社タウンニュース社 小田原支社	77	横浜銀行 小田原支店
20	株式会社神奈川新聞社	49	株式会社 長大	78	横浜国立大学
21	関東学院大学	50	株式会社2Links	79	ライフエンディングテクノロジーズ株式会社
22	教育出版株式会社	51	株式会社T-ICU	80	LINE株式会社
23	京セラ株式会社	52	TK業務企画	81	株式会社Liquitous
24	株式会社Qualiagram	53	株式会社電通国際情報サービス	82	リコージャパン株式会社 神奈川支社
25	NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン	54	東京大学大学院情報学環 教授 越塚 登	83	株式会社Rehab for JAPAN
26	株式会社クラッソーネ	55	東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社	84	株式会社REXEV
27	株式会社グラファー	56	凸版印刷株式会社	85	株式会社One Colors
28	xID株式会社	57	株式会社ドローンネット	86	株式会社One go One way
29	慶應義塾大学SFC 教授 古谷知之	58	株式会社日本総合研究所		

A. 交流都市との連携による海外展開と教育改革



日本最先端のデジタル 教育環境整備

本市がデジタル化を進める中で、市民、特に未来を担う子どもたちがICTに親しむことが必要不可欠である。

このため、子どもたちがICTを中心に、将来の夢を実現するために有用な能力・適性を向上させられる環境を、デジタル技術を用いて確保する。

<主な事業・施策>



- ・ 中学校で「デジタル科目」を創設
- ・ デジタル分野に精通した市職員を採用し、「行政マン」としての勤務と教員免許を有しない「デジタル科目の教員」として教育現場での学習指導を両立（※）
- ・ 公立小中学校の学校生活の情報や学校外の家庭や地域の情報を一元管理し、子どもたち一人一人に寄り添った学びを実現
- ・ 海外交流都市の教師によるオンライン講義

（※）重要規制改革

教育職員免許法（デジタル人材の教員採用）

交流都市との信頼関係を 基盤とした海外展開

本市は、1991年から友好都市であるオーストラリア・ノーザンビーチーズ市との相互交流事業を実施してきたほか、2018年にラグビーオーストラリア代表とラグビーWC・オリンピックの「トレーニングキャンプに関する協定」を締結した。また、アメリカ・チュラビスタ市、モルディブ、エリトリア等とも姉妹都市関係やオリンピック・パラリンピックでの交流を通じた友好・信頼関係を構築している。

これらの信頼関係を基に、交流をより深めつつ、本市のまちづくりの中で実現したデジタル技術や特産品を海外に売り込む。

将来的には、交流都市を基地として、南半球全域等へ「小田原」を売り込み、本市の産業振興、国際化推進を実現する。

<主な事業・施策>



- ・ 在日オーストラリア大使館とのパートナーシップ推進協力体制の確保
- ・ <産・学・金・官>での海外進出支援体制の構築
- ・ 海外交流都市とのオンライン交流強化

産・学・官で新技術を研究開発 から実用化まで一貫支援

現在、本市には関東学院大学（小田原キャンパス）が立地し、「日本先端大学（仮称）が開学を計画している（IoTメディア・デジタル医療情報関係を検討）。

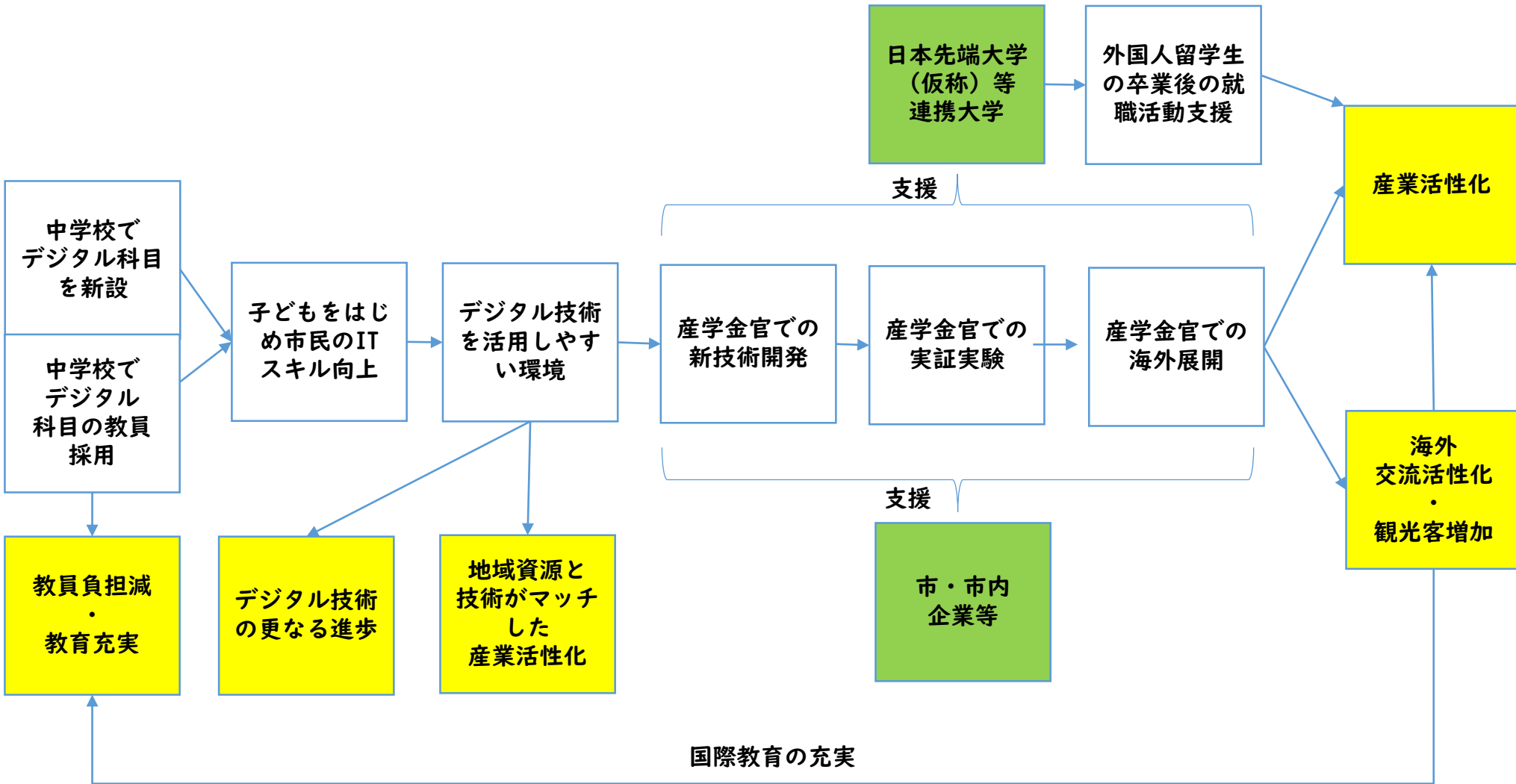
両大学とも、産・学連携事業に積極的なことから、本市を含めた「産・学・官」でデジタル技術をはじめとする新技術開発を推進し、本市への新技術開発に意欲的な企業の進出、「小田原発」の新技術の開発による本市の活力強化に取り組んでいく。

<主な事業・施策>

- ・ キャンパスを活用した大学・企業等による新技術開発の支援（特に本市としてデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光等の分野を支援）
- ・ 開発された新技術の実証実験（社会実験）を行う場合の本市の支援
- ・ 開発された新技術の海外展開支援

※連携協定を締結している横浜国立大学、慶應義塾大学SFC研究所、国際医療福祉大学、小田原短期大学とも同様の取組を推進

「交流都市との連携による海外展開と教育改革」の施策展開（イメージ）



(各サービスの説明) 先端的サービス1

○先端的サービスの名称

交流都市との連携による海外展開と教育改革

○対象分野

教育、海外展開

○先端的サービスの内容

- ・ 小田原市独自の「デジタル科目」「デジタル教員」の創設
- ・ 学習ログデータと連携し、子どもたち一人一人に寄り添った学びの実現
- ・ 海外の交流都市との関係を基盤に、小田原の進んだデジタル技術や生產品等を海外輸出
- ・ 国内の連携大学との関係を基盤とした新技術の研究開発や実証実験、海外展開の支援
- ・ 外国人留学生の卒業後の就職活動期間の延長

<地域課題>

● 市内の公立小・中学校の現状

- 本市がデジタル化を進める中で、子どもたちが早くからデジタル技術に親しみ、能力・適性を向上させられる環境が整っていない
- デジタルに精通した教員が少ないことから、学校におけるデジタル化を進めていくことに不安がある
- G I G Aスクール構想により、児童生徒に一人一台の学習用端末が整備され、学校では授業などでの活用を進めていかなければならない
- 学校生活の情報は学校で管理されているが、家庭や地域などの学校外の情報は管理されていない

● 海外展開

- 交流都市との交流やオリパラを契機とした市民交流・文化交流に取り組んできたが、デジタルを活用した交流を更に進めて行くことが、双方にとってメリットを生み出す

● 産学官連携

- 地元の大学などと連携協定を結んでいるが、現在の技術革新の状況や産学官連携の機運を踏まえれば、デジタルを活用して更なる連携を強めることが、双方にとってメリットを生み出す
- 外国人留学生は、大学卒業後の就職活動期間が限られていることを理由に、就職に結びつかないことが課題として挙げられる

＜具体的な内容＞

● **デジタル教育環境整備**

- 本市独自の取組として、中学生向けにデジタル教育の強化のため「デジタル科目」を新設する
- デジタル分野に精通した市職員を採用し、「行政マン」としての勤務と「デジタル科目の教員」として教育現場での学習指導を両立（※）
- 小中学校の生徒の学習ログに加えて、家庭での学習状況や地域での習い事、子どもの福祉に関わる相談など、個人情報保護を前提として子どもに関する情報を「One ID」で一元管理することで、教員や保護者などが多面的に子どもたちの活動を把握して、子どもたち一人一人に寄り添った学びを実現
- 海外交流都市であるノーザンビーチーズ市等の現地教員によるオンライン講義が受講できる体制を築き、語学力や国際感覚の向上を推進する

（※）教育職員免許法の規制により、現行制度の下では中学校の教員の免許状を有する者でなければ正教員として子どもたちを学習指導することができないことから、本市で新設された「デジタル科目」を学習指導する教員を任用する場合には、教育職員免許法第三条に規定された免許状の所有を不要とする。
 なお、任用に当たっては、デジタルに関する知識・技能・社会経験をはじめ、教員としてふさわしい人格、能力を有するか市長が審査することとする。

● **交流都市への海外展開**

- 海外の交流都市との信頼関係を基盤に、在日オーストラリア大使館等とのパートナーシップ推進協力体制を確保して、デジタル技術も活用しながら、本市の先端技術、特にスーパーシティ構想を進める中で開発されたデジタル技術や生產品等を交流都市や交流都市所在国の全域に売り込んでいくことを「産・学・金・官」で支援する。
- 海外交流都市とのオンライン交流を深め、将来的には、交流都市を基地として、オセアニア・アフリカ全域、南半球全域等へも小田原発の技術や生產品を売り込み、本市の産業振興、国際化推進を実現する。

●「産・学・官」での新技術開発推進

- 関東学院大学・日本先端大学（仮称）のキャンパスを活用した大学・企業等による新技術開発の支援（特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光等の分野を重点的に支援）
- 開発された新技術の実証実験（社会実験）を行う場合の本市の支援（将来的には海外展開なども支援）
- 本市に立地する大学等を卒業する優秀な外国人留学生のうち、本市での就職を希望する卒業生について、卒業後の就職活動期間を延長することで、インターンシップへの参加促進等、産・学・官で連携して継続的に就職活動を支援することにより、本市企業への就職を促す。（※ 1 既存特例措置）

（※ 1）本市に立地する関東学院大学（小田原キャンパス）や本市での開学を計画する日本先端大学（仮称）等を卒業する優秀な外国人留学生のうち、本市での就職を希望する卒業生について、卒業後の就職活動期間の延長（法務省通知 管在第7577 平成28年12月13日）の特例措置を活用して、インターンシップへの参加促進等、産・学・官で連携して継続的に就職活動を支援することにより、本市企業への就職を促す。このことにより、卒業後 2 年目の滞在が可能となる。

本市での就業を希望するものの、コロナ禍や景気動向等により結果として就職が決まらない優秀な卒業生が本市で就職することが可能となるとともに、人手不足に悩む本市企業が優秀な人材を活用することが可能となり、本市の経済振興につながる。

また、行政による手厚い就職支援が受けられることが本市に立地する大学の魅力を高め、本市への転入人口の増加、本市の国際化の推進等の効果も期待される。

<先進性・革新性>

分類	内容
デジタル教育環境整備	本市独自の取組として、中学生向けに「デジタル科目」を新設するとともに、デジタル分野に精通した市職員を採用し、「行政マン」としての勤務と「デジタル科目の教員」として教育現場での学習指導を両立させ（教育職員免許法の規制改革）、各生徒の学習履歴や成長度を可視化した「子どもたち一人一人に寄り添った学び」を実現
交流都市への海外展開	在日オーストラリア大使館等とのパートナーシップ推進協力体制を確保して、本市の技術や生産品を交流都市や交流都市所在国の全域に売り込んでいくことを「産・学・金・官」で支援するとともに、将来的には、交流都市を基地として、オセアニア・アフリカ全域、南半球全域等へも小田原発の技術や生産品を売り込み、本市の産業振興、国際化推進を実現する。
「産・学・官」での新技術開発推進	- 関東学院大学・日本先端大学（仮称）のキャンパスを活用した大学・企業等による新技術開発の支援（特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光等の分野を重点的に支援）や新技術の実証実験（社会実験）の支援、海外展開の支援 - 本市に立地する大学等を卒業する優秀な外国人留学生のうち、本市での就職を希望する卒業生について、卒業後の就職活動期間を延長することで、インターンシップへの参加促進等、産・学・官で連携して継続的に就職活動を支援することにより、本市企業への就職を促す。（既存特例措置）

○関連する規制・制度改革事項

※詳細「Ⅱ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項」参照

・デジタル教育環境整備

＜教育職員免許法＞

教育職員免許法の規制により、現行制度の下では中学校の教員の免許状を有する者でなければ正教員として子どもたちを学習指導することができない。

そこで、本市で新設する「デジタル科目」を学習指導する教員を任用する場合には、教育職員免許法第三条に規定された免許状の所有を不要とする。

なお、任用に当たっては、デジタルに関する知識・技能・社会経験をはじめ、教員としてふさわしい人格、能力を有するか、市長が審査することとする。

・「産・学・官」での新技術開発推進

＜法務省通知＞（既存特例措置）

本市に立地する関東学院大学（小田原キャンパス）や本市での開学を計画する日本先端大学（仮称）等を卒業する優秀な外国人留学生のうち、本市での就職を希望する卒業生について、卒業後の就職活動期間の延長（法務省通知 管在第7577 平成28年12月13日）の特例措置を活用して、インターンシップへの参加促進等、産・学・官で連携して継続的に就職活動を支援することにより、本市企業への就職を促す。このことにより、卒業後2年目の滞在が可能となる。

本市での就業を希望するものの、コロナ禍や景気動向等により結果として就職が決まらない優秀な卒業生が本市で就職することが可能となるとともに、人手不足に悩む本市企業が優秀な人材を活用することが可能となり、本市の経済振興につながる。

また、行政による手厚い就職支援が受けられることが本市に立地する大学の魅力を高め、本市への転入人口の増加、本市の国際化の推進等の効果も期待される。

○先端的サービスを実施する主要な事業者の候補

主要な事業者の候補	分野
小田原市	海外展開
株式会社電通国際情報サービス	教育

先端的サービスに係る費用及びその負担主体

分類	初期費用	運用費用(年)	費用負担の考え方
デジタル教育環境整備	140,000,000円	125,000,000円	市負担
交流都市への海外展開	0円	10,000,000円	市負担
「産・学・官」での新技術開発推進	0円	10,000,000円	市負担
合計	140,000,000円	145,000,000円	

※必要に応じて事業者による負担や国の補助金等の活用を検討する。

先端的服务の概要

B. 命を守る医療、防災の確保と
再生可能エネルギーの普及「日本一の環境都市」を実現
するための脱炭素化

本市は国（経産省・環境省）や民間と連携し、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメントや地域マイクログリッド構築事業に取り組んできた。

スーパージン構想を好機として、「日本一の環境都市」を目指し、取組を強力に加速する。



<主な事業・施策>



- 市と民間事業者等が連携し、EVの導入を推進（2025年までに2,500台の導入を目標）
- EVカーシェアリング等の導入推進
- 市内の耕作放棄地等にく発電・蓄電・電気の活用>を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」を整備（※）
- 「小田原スーパーソーラー」を市内に全域をフォローする形で構築、ネットワーク化し、EV充電や災害時のライフライン確保のためのインフラとする

（※）重要規制改革

農地法（農地のまま太陽光発電）等

災害時の市民・観光客等の安全確保

大規模地震の近い将来の発生や富士山大規模噴火時における溶岩流の市域到達をはじめ、大規模災害による被害を受ける可能性が高いとされている本市において市民等の安全対策は急務である。

デジタル技術等を駆使して防災力を強化し、災害発生時の市民等の安全を確保する。



<主な事業・施策>



- 衛星やドローンを活用した広域災害状況の迅速かつ正確な把握
- 災害の実情を踏まえた適切な避難行動を促すための個人向けにカスタマイズされた情報の提供
 - ① 危険度、避難ルートを個人へ直接通知
 - ② 個人の危険度に応じた情報・行動計画の提供
- 「小田原スーパーソーラー」を活用して蓄電したEVを「動く蓄電池」として避難所等に配車することで避難所等のライフラインを継続的に確保

日本一スマート化された市立病院を
中核とした命を守る体制の整備

地域の中核病院である市立病院は建築後35年以上が経過し、老朽化・狭あい化が進み、基幹病院として果たすべき役割や機能の充実した提供が難しい状況となっている。建替え後は、最新のデジタル技術等を活用した「日本一スマート化された市立病院」とする等、本市の「命を守る体制」を強化する。



<主な事業・施策>



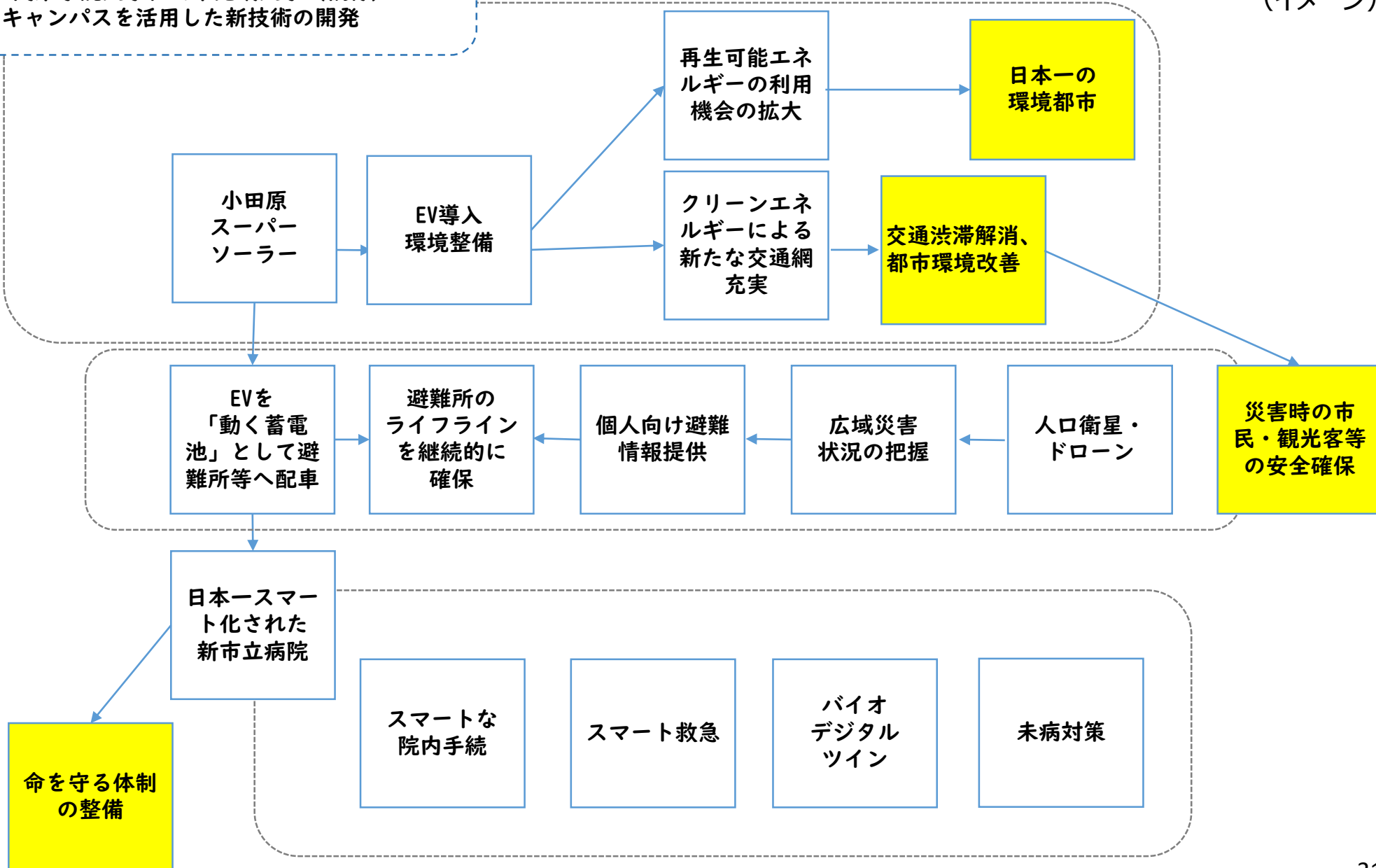
- 新たな市立病院整備に当たっては顔認証やマイナンバーカードを活用した院内手続きのスマート化を実現（診察券レス・処方箋レス・キャッシュレス等）
- 救急搬送時には顔認証・マイナンバーカードによる身元確認・病歴確認の迅速化等により救命率を向上
- 「バイオデジタルツイン」や関係者の連携による未病対策等を通じた健康寿命の延伸

- 本市で開発、実証されたエネルギー、防災、医療等の優れた技術を海外展開
- 関東学院大学、日本先端大学（仮称）のキャンパスを活用した新技術の開発

Ⅱ.個別事項①「複数分野の先端的服务の提供」に関する事項

「命を守る医療、防災の確保と再生可能エネルギーの普及」の施策展開
(イメージ)

- 本市で開発、実証されたエネルギー、防災、医療等の優れた技術を海外展開
- 関東学院大学、日本先端大学（仮称）のキャンパスを活用した新技術の開発



(各サービスの説明) 先端的サービス2

○先端的サービスの名称

命を守る医療、防災の確保と再生可能エネルギーの普及

○対象分野

エネルギー、防災、医療

○先端的サービスの内容

- ・「小田原スーパーソーラー」を軸とした脱炭素化の取組と災害時のライフライン確保
- ・衛星による広域撮像やドローン空撮により広域被災状況を把握し、災害時の市民、来訪者の安全を確保
- ・院内手続のスマート化やスマート救急を見据えた日本一スマート化された新市立病院を中核とした命を守る体制の整備
- ・未病対策を通じた健康寿命の延伸
- ・企業による農地取得の促進

<地域課題>

● 脱炭素化

- 再生可能エネルギーによるエネルギー自給率が低い水準である
- E Vやカーシェアの普及が十分に進んでいない

● 災害時の安全確保

- 大規模地震の近い将来の発生や富士山大規模噴火時における溶岩流の市域到達をはじめ、大規模災害による被害を受ける可能性が高い
- 想定を超える大規模災害が発生した際に、市民の生命、身体を守り切ることができるか不透明
- 災害による被害が長期化した場合、ライフラインの確保に不安がある

● 市民の生命・健康

- 地域の中核病院である市立病院の施設は老朽化・狭あい化が進み、基幹病院として果たすべき役割や機能の充実した提供が難しい状況
- 高齢化が進み、健康不安を抱えた市民が多く、医療や福祉の負担増が懸念される
- 市民の救急搬送時に、身元の確認や受け入れ先の確定に時間を要してしまう

● その他

- 農地所有目的法人の新規設立の負担が阻害要因となっている

＜具体的な内容＞

● 脱炭素化

- 市内の耕作放棄地等に「発電・蓄電・電気の活用」を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」を実現（※）
- 「小田原スーパーソーラー」を市内に全域をフォローする形で構築、ネットワーク化し、EV充電や災害時のライフライン確保のためのインフラとする
- 市と民間事業者等が連携し、EV（カーシェアリングを含む）導入推進とともに、充電スポット拡充によりEVの利便性を向上して、再生可能エネルギーの利用機会を拡大したグリーンエネルギーによるEVバス等の交通施策との連携
- 屋上に設置する太陽光発電設備については、建物の高さに算入されないよう建築基準法の制限の緩和（※※）

（※）農地法の規制により、現行制度の下では農地のままで太陽光発電を行うことができない。また、農地から転用すれば可能であるが、転用には手間も時間もかかり、許可が受けられない可能性もあるほか「先祖代々の農地を守りたい」という意思を有する農家の方々には極めて高いハードルとなっている。

そこで、本市で農地を活用した太陽光発電・蓄電を行う場合には、農地法第四条・第五条に規定された都道府県知事等の許可を不要とし、農地のままで太陽光発電・蓄電を行うことができるようにする。

（※※）本市で建物の屋上に太陽光発電・蓄電に係る施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十五条、第五十六条及び建築基準法施行令第二条に規定された制限が緩和され、当該設置部分を建物の高さに一切算入しないものとする。

当該設置を行うことが、周辺住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。

● 災害時の安全確保

- 衛星やドローンを活用して広域災害状況を迅速かつ正確に把握するとともに、防災ダッシュボード上で見える化し、対応判断・陣頭指揮に注力できる体制を構築
- 災害の実情を踏まえた適切な避難行動を促すために個人向けにカスタマイズされた情報の提供
 - ① 危険度、避難ルートを個人に直接通知
 - ② 個人の危険度に応じた情報・行動計画の提供
- 「小田原スーパーソーラー」を活用して蓄電したEVを「動く蓄電池」として電力を運び、市内の再生可能エネルギー流通量を増加させるとともに、災害時には、避難所等に配車することで避難所等のライフラインを継続的に確保。

● 市民の生命・健康

- 新たな市立病院整備に当たっては顔認証やマイナンバーカードを活用した院内手続きのスマート化を実現（診察券レス・処方箋レス・キャッシュレス等）
- 救急搬送時には顔認証・マイナンバーカードによる身元確認・病歴確認の迅速化、信号制御による救急車両優先走行等により救命率を向上
- バイオデジタルツインによる心身状態の可視化・予測を通じて、市民の将来の健康維持に必要な支援プランを提案
- 産学官の連携により未病状態を解消し、健康寿命を延伸できるよう、市民の状況に応じた支援を実施

● その他

- 本取組によって開発、実用化された環境、防災、医療等の優れた技術の海外展開支援
- 大学・企業等による新技術開発の支援にあたって、特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光、農業等の分野を支援
- 営業型太陽光発電事業や六次産業化を視野に入れて、農地所有適格法人による農業参入を促進（※ 1 既存特例措置）

（※ 1）現在、本市においては、営業型太陽光発電事業や六次産業化も視野に入れて、農地所有適格法人による農業参入事例が少数ながら存在しており、新規参入意欲を持つ法人も存在しているが、農地所有目的法人の新規設立の負担が阻害要因となっている。企業による農地取得の特例（法人農地取得事業 国家戦略特別区域法第18条 平成28年9月1日施行）の特例措置の活用も可能とすることで、本市においても企業の農業参入が可能となり、農業の担い手不足や耕作放棄地等の解消につながる（本市においては地元企業の農業参入を想定）。

<先進性・革新性>

分類	サービス	内容
脱炭素化	「小田原スーパーソーラー」	市内の耕作放棄地等に「発電・蓄電・電気の活用」を一貫して行うことができる「小田原スーパーソーラー」（農地法の規制改革）を市内全域にネットワーク化し、EV充電や災害時のライフライン確保のためのインフラとする（これまで取り組んできた、経済産業省・環境省や民間と連携した、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメントや地域マイクログリッド構築事業を活かした事業展開）
	EV（カーシェアリングを含む）導入・充電スポット拡充	市と民間事業者等が連携し、EV（カーシェアリングを含む）導入推進とともに充電スポット拡充によりEVの利便性を向上し、再生可能エネルギーの利用機会を拡大
	屋上に設置する太陽光発電設備の緩和	屋上に設置する太陽光発電設備については、建物の高さに算入されないよう建築基準法の制限の緩和
災害時の安全確保	災害状況見える化	衛星やドローンを活用した広域災害状況の把握と、防災ダッシュボード上での見える化
	個別化された避難情報提供	個人の属性を踏まえた、AIによる最適な行動計画の提供
	EV電源配車	「小田原スーパーソーラー」を活用して蓄電したEVを「動く蓄電池」として電力を運ぶとともに、災害時には、避難所等に配車することで避難所等のライフラインを継続的に確保。
市民の生命・健康	院内手続きスマート化	患者の顔認証やマイナンバーカードによる受付・会計プロセスの簡略化、患者に合わせた情報提供
	救急搬送スマート化	救急搬送時には顔認証・マイナンバーカードによる身元確認・病歴確認の迅速化
	救急搬送信号制御	信号と救急車両連携（5Gネットワーク活用）による優先走行・到着時間短縮
	バイオデジタルツイン	複眼視的心身状態シミュレータを通じた将来の心身状態の予測
	未病対策	関係者の連携による未病対策を通じた健康寿命の延伸を、市民の状況に応じたかたちで支援
その他（再掲）	海外展開	本取組によって開発、実用化された環境、防災、医療等の優れた技術の海外展開支援
	産官学連携	大学・企業等による新技術開発の支援にあたって、特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光、農業等の分野を支援
その他	企業による農地取得の特例	営業型太陽光発電事業や六次産業化を視野に入れて、農地所有適格法人による農業参入を促進

○関連する規制・制度改革事項

※詳細「Ⅱ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項」参照

<農地法>

- 農地法の規制により、現行制度の下では農地のままで太陽光発電を行うことができない。また、農地から転用すれば可能であるが、転用には手間も時間もかかり、許可が受けられない可能性もあるほか「先祖代々の農地を守りたい」という意思を有する農家の方々には極めて高いハードルとなっている。
そこで、本市で農地を活用した太陽光発電・蓄電を行う場合には、農地法第四条・第五条に規定された都道府県知事等の許可を不要とし、農地のままで太陽光発電・蓄電を行うことができるようにする。

<建築基準法>

- 本市で建物の屋上に太陽光発電・蓄電に係る施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十五条、第五十六条及び建築基準法施行令第二条に規定された制限が緩和され、当該設置部分を建物の高さに一切算入しないものとする。
当該設置を行うことが、周辺住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。

<法人農地取得事業 国家戦略特別区域法>

- 現在、本市においては、営業型太陽光発電事業や六次産業化も視野に入れて、農地所有適格法人による農業参入事例が少数ながら存在しており、新規参入意欲を持つ法人も存在しているが、農地所有目的法人の新規設立の負担が阻害要因となっている。
企業による農地取得の特例（法人農地取得事業 国家戦略特別区域法第18条 平成28年9月1日施行）の特例措置の活用も可能とすることで、本市においても企業の農業参入が可能となり、農業の担い手不足や耕作放棄地等の解消につながる（本市においては地元企業の農業参入を想定）。

○先端的サービスを実施する主要な事業者の候補

主要な事業者の候補	分野
株式会社日立システムズ	エネルギー
日本電気株式会社	防災、医療
東日本電信電話株式会社	医療

○先端的サービスに係る費用及びその負担主体

分類	初期費用	運用費用(年)	費用負担の考え方
脱炭素化	14,550,000,000円	35,000,000円	市負担（うち12,500,000,000円は事業者負担）
災害時の安全確保	37,143,000円	6,514,000円	市負担
市民の生命・健康	450,190,000円	120,174,000円	市負担
合計	15,037,333,000円	161,688,000円	

※必要に応じて事業者による負担や国の補助金等の活用を検討する。

C. 市民も来訪者も快適に過ごすことができるまちづくり

交通



観光



都市環境向上と脱炭素化の街づくり

本市は古くからの城下町であることから、交差点や狭隘が多く、交通渋滞の緩和や交通弱者の安全を守ることが重要である。

デジタル技術等を活用して、交通安全と観光客の市内の周遊性向上、そして脱炭素化の取組を進める。



<主な事業・施策>

- ・ 市民、来訪者の双方が利用可能なEVカーシェアリングの導入を促進
- ・ 大規模建物を建設する事業者にもEVカーシェアリングの導入に協力していただくべく、建物内にEVカーシェアリングのための施設等を設置した場合には容積率を緩和（※）
- ・ 市民、来訪者の双方が利用可能なEVバスの導入とオンデマンド化、自動運転化等を促進

（※）重要規制改革



建築基準法（カーシェア駐車場等の容積率緩和）等

観光地としての魅力に更なる磨きをかけて「世界の小田原へ」

小田原は豊かな海・山・川・里・温泉と北条五代期から脈々と受け継がれてきた歴史・文化、首都圏からの好アクセス等の観光資源を有する<日本>有数の観光地であるが、コロナ禍で甚大な被害を受けている。

デジタル技術等を活用して観光地としての魅力を向上させ、日本全国、そして全世界からの観光客を小田原に集め、<世界>有数の観光地としての小田原を実現する。



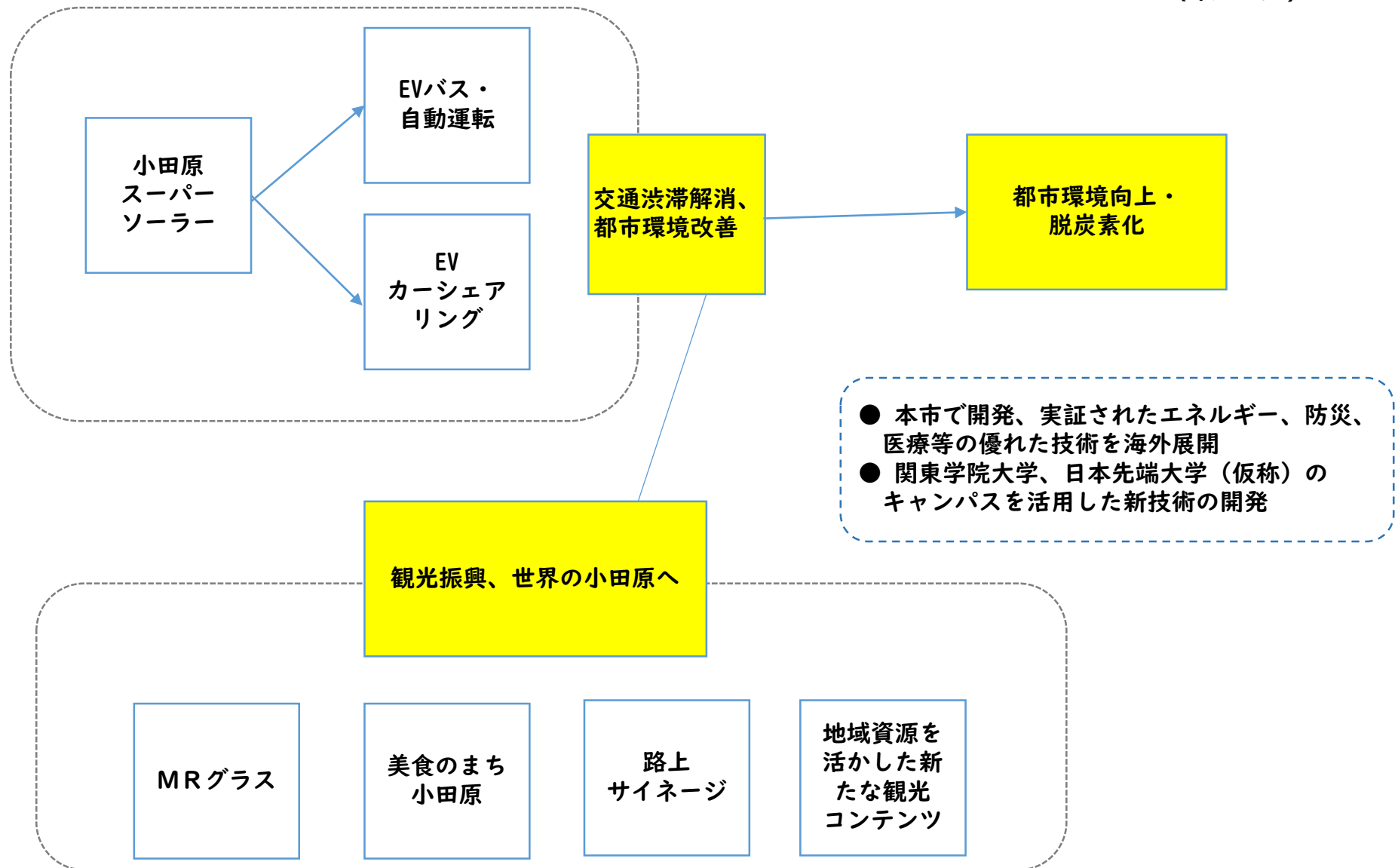
<主な事業・施策>

- ・ 産・学・金・官が連携して地元産の高品質な農作物、海産物等を活用した「美食のまち 小田原」を実現
- ・ MRグラスを活用した複合現実による未来型観光を提供
- ・ 路上サイネージを活用して観光客を目的地まで分かりやすく案内する
- ・ 顔認証を活用したタッチレス決済で安全、安心な旅行を提供
- ・ EVカーシェアリングやEVオンデマンドバスの導入により観光客の市内移動を容易に（再掲）
- ・ 観光客の嗜好や施設の混雑状況等を勘案して最適な観光プランを提供
- ・ 顔認証等の情報を基に、観光や交通をはじめとして、医療や防災を含む様々なサービスを受けられるようにすることで、安全・安心・快適な旅行を実現



- 海外交流都市や交流都市所在国に積極的な観光セールスを行うことで外国人観光客が増加し、それがさらなる友好につながる好循環を目指す
- 海外からの観光客に本市特有の飲食物や最先端の技術を体験していただくことで、それらの海外展開につなげる
- 食品や土産物の生産や交通ネットワークの維持等には再生可能エネルギーを活用することで、環境と経済の両立を実現

「市民も観光客も快適に過ごすことができるまちづくり」の施策展開
(イメージ)



(各サービスの説明) 先端的サービス3
○先端的サービスの名称 市民も観光客も快適に過ごすことができるまちづくり
○対象分野 観光、交通
○先端的サービスの内容 ・ 市民、来訪者の双方が利用可能なEVカーシェアリング等の導入を促進 ・ 「日本有数の観光地」である小田原の地域資源を活かして、様々なデジタル技術を取り入れ、「世界有数の観光地」としての小田原を実現 ・ 観光地としての魅力向上と本市の歴史承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等を旅館として活用 ＜地域課題＞ ● 都市環境向上と脱炭素化 ➢ 本市は古くからの城下町であることから、交差点や狭隘が多く、交通渋滞が多発しているが、環境を意識したカーシェア（EVを含め）等による渋滞緩和策は進んでいない ➢ バス運転手の確保および赤字路線により、利用客の少ないバス路線の維持が困難な状況にあるが、コミュニティバスや乗り合いタクシー等の代替手段の導入が進んでいない ● 「世界の小田原へ」 ➢ 小田原は、森里川海の豊かな自然と北条五代から受け継がれた歴史文化を有する観光地であることから、新型コロナウイルスにより、観光客は激減し、雇用の不安定化、老舗店舗の倒産など、市の経済に深刻な打撃 ➢ 観光ポイントが地理的に離れていて、小田原城や漁港など単発の観光・滞在に留まるなど回遊性が低く、中心市街地の活力が失われる一因となっている ➢ 観光地としての本市の魅力を向上させるためには、本市の観光資源の中でも、城下町・宿場町としての、また、政財界要人の滞在地としての風情を今に伝える歴史的建造物である古民家等の活用は重要な課題である

＜具体的な内容＞

● 都市環境向上と脱炭素化

- 市民、来訪者の双方が利用可能な、再生可能エネルギーを利用したEVカーシェアリング・EVバス等の導入を促進
- 建設者への措置として、建物内にEVカーシェアリングのための施設等を設置した場合に容積率を緩和して、大規模建物におけるEVカーシェアリングの導入を促す（※）
- EVカーシェアリング等のための施設を設置した場合、建築基準法の用途制限・生産緑地法の行為制限の緩和。（※※）
- 建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、大規模小売店舗立地法（大店立地法）に定める駐車場の台数基準の緩和。（※※※）

（※）建築基準法の規制により、現行制度上、事業者等が建物内に車両用車庫を設置する場合、容積率算定に当たり、自動車車庫等部分については総面積の1/5までは建物の床面積に算入されないものの、個人・家庭用のガソリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者の導入意欲につながらない。

そこで、本市で渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資するEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十二条及び建築基準法施行令第二条に規定された制限が緩和され、当該施設・設備部分を建物の容積率に一切算入しないものとする。また、特に渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると認められる施設・設備を設置する場合には、容積率を更に緩和することができるものとする。

（※※）本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六条、別表第2（い）（は）（ほ）（へ）に規定された用途制限並びに生産緑地法第八条第一項、第二項、生産緑地法施行令第五条、生産緑地法施行規則第二条第一項、第二項に規定された行為制限を緩和する。

なお、市長は審査を行うに当たり、当該緩和を行うことが周辺環境に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。

（※※※）本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めたEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、大店立地法第四条第二項第二号イ及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき大規模小売店舗設置者が確保しなければならない駐車場台数の基準を緩和することができるものとする。

なお、市長は審査を行うに当たり、当該駐車場台数の基準緩和を行うことが周辺道路における交通等に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。

●「世界の小田原へ」

- 産・学・金・官が連携して地元産の高品質な農作物、海産物等を活用した「美食のまち 小田原」を実現
- MRグラスを活用した複合現実による未来型観光を提供（歴史体験、入店レス・タッチレスショッピング）
- 一人ひとりに合った個別化されたレコメンドによる目的地案内にて、回遊性向上による消費増と観光客の満足度向上
- 顔認証での決済、チェックイン、鍵施錠など手ぶらで快適な旅行体験
- スマート街路灯・窓・道路による路上サインージを通じて、分かりやすく目的地に誘導するとともに、災害等の緊急時には、災害情報を連携し、市民に避難行動を喚起
- 観光地としての魅力向上と本市の歴史承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等を旅館として活用（※ 1 既存特例措置）

（※ 1）観光地としての本市の魅力を向上させるためには、本市の観光資源の中でも、城下町・宿場町としての、また、政財界要人の滞在地としての風情を今に伝える歴史的建造物である古民家等の活用は重要な課題であり、官民連携で取組を進めている。

観光地としての魅力向上と本市の歴史承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等の旅館として活用する手法については有効な選択肢として認識しており、先進都市（宮崎県日南市等）の事例も研究しながら、民間企業等（観光業者）と共に検討を進めたところであり、フロント等の設置義務を除外する当該特例措置も活用して、実現に向けて取り組む。

● その他

- 海外交流都市や交流都市所在国に積極的な観光セールスを行うことで外国人観光客を増加させ、さらなる友好につながる好循環を目指し、将来的には経済面での海外展開につなげる
- 大学・企業等による新技術開発の支援（特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光、農業等の分野を重点的に支援）

＜先進性・革新性＞

分類	サービス	内容
都市環境向上と脱炭素化	EVカーシェアリング・EVバス等の導入促進	・ 市民、来訪者の双方が利用可能な再生可能エネルギーを活用したEVカーシェアリングや自動運転EVオンデマンドバスでの移動によって、スマートな交通体系を実現
	EVカーシェアリングの容積率緩和	・ 建物内にEVカーシェアリングのための施設等を設置した場合に容積率を緩和して、大規模建物を建設する事業者にEVカーシェアリングの導入を促す（建築基準法の規制改革）
	EVカーシェアリングの生産緑地の緩和	・ EVカーシェアリング等のための施設を設置した場合、建築基準法の用途制限・生産緑地法の行為制限の緩和。
	EVカーシェアリングの本店立地法の緩和	・ 建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、大規模小売店舗立地法（本店立地法）に定める駐車場の台数基準の緩和。
「世界の小田原へ」	MRグラスを活用した先進的観光体験	・ MR(複合現実)による、エリアや時間帯に応じた観光体験(ウインドーショッピングや回遊中のバーチャル体験ナイトプラン、各種イベント等)を実現
	個別化された観光プラン提供	・ 観光客の属性や趣向に応じたタイムリーかつ一人ひとりに合ったレコメンド、目的地案内によって、回遊性向上による消費増と観光客の満足度向上を実現
	顔認証手ぶらおもてなし	・ 顔認証での決済、チェックイン、鍵施錠など手ぶらで快適な旅行体験
	センサーとサイネージを活用した近未来デジタルシティ	・ 透明性の高い太陽光パネル（スマート窓）を通じた再生可能エネルギーの生産 ・ スマート街路灯、窓、道路へのサイネージ設置による情報発信
	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外	・ 観光地としての魅力向上と本市の歴史承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等を旅館として活用
その他（再掲）	海外展開	・ 海外交流都市や交流都市所在国に積極的な観光セールスを行うことで外国人観光客を増加させ、さらなる友好につながる好循環を目指し、将来的には経済面での海外展開につなげる
	産官学連携	・ 大学・企業等による新技術開発の支援（特にデジタル、環境、防災、医療・福祉、交通、観光、農業等の分野を重点的に支援）

○関連する規制・制度改革事項

※詳細「Ⅱ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項」参照

・EVカーシェアリングの導入促進

＜建築基準法＞

建築基準法の規制により、現行制度上、事業者等が建物内に車両用車庫を設置する場合、容積率算定に当たり、自動車車庫等部分については総面積の1/5までは建物の床面積に算入されないものの、個人・家庭用のガソリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者の導入意欲につながらない。

そこで、本市で渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資するEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十二条及び建築基準法施行令第二条に規定された制限が緩和され、当該施設・設備部分を建物の容積率に一切算入しないものとする。

また、特に渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると認められる施設・設備を設置する場合には、容積率を更に緩和することができるものとする。

＜建築基準法、生産緑地法＞

本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六条、別表第2（い）（は）（ほ）（へ）

に規定された用途制限並びに生産緑地法第八条第一項、第二項、生産緑地法施行令第五条、生産緑地法施行規則第二条第一項、第二項に規定された行為制限を緩和する。

なお、市長は審査を行うに当たり、当該緩和を行うことが周辺環境に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。

＜大店立地法＞

本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めたEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、大店立地法第四条第二項第二号イ及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき大規模小売店舗設置者が確保しなければならない駐車場台数の基準を緩和することができるものとする。

なお、市長は審査を行うに当たり、当該駐車場台数の基準緩和を行うことが周辺道路における交通等に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。

・古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外

＜旅館業法施行令＞

観光地としての本市の魅力を向上させるためには、本市の観光資源の中でも、城下町・宿場町としての、また、政財界要人の滞在地としての風情を今に伝える歴史的建造物である古民家等の活用は重要な課題であり、官民連携で取組を進めている。

観光地としての魅力向上と本市の歴史承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等の旅館として活用する手法については有効な選択肢として認識しており、先進都市（宮崎県日南市等）の事例も研究しながら、民間企業等（観光業者）と共に検討を進めたところであり、フロント等の設置義務を除外する、古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外（旅館業法施行令 平成30年1月31日改正）も活用して、実現に向けて取り組む。

○先端的サービスを実施する主要な事業者の候補

主要な事業者の候補	分野
日本電気株式会社	観光
ソフトバンク株式会社	交通
東日本電信電話株式会社	交通
株式会社電通国際情報サービス	観光

○先端的サービスに係る費用及びその負担主体

分類	初期費用	運用費用(年)	費用負担の考え方
都市環境向上と脱炭素化	206,500,000円	333,000,000円	市負担
「世界の小田原へ」	419,853,000円	126,743,000円	市負担
合計	626,353,000円	459,743,000円	

※必要に応じて事業者による負担や国の補助金等の活用を検討する。

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
1	市が任用したデジタル人材を市内中学校の教員として配置できるよう教員職員免許法の規制を撤廃。	本市においては、令和2年度から順次全面実施された新学習指導要領や「GIGAスクール構想」のもと、児童・生徒1人1台の学習用端末や校内の高速無線LAN環境の整備に取り組んでいる。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、「日本最先端の教育環境」を目指して、<u>市長部局と教育委員会が共同で、市内公立中学校の科目に「デジタル」を創設するとともに、デジタル技術等に精通し、実務経験を有する人材を市長部局において任用したうえで、当該科目を担当する正教職員として市内中学校で子どもたちへの指導・教育を行うこととし、本市のデジタル教育の水準を引き上げ、子どもたちの豊かな未来を実現する。</u>	本市のデジタル教育の水準が向上することで、子どもたちがデジタルに親しみ、能力を向上させ、今後ますますデジタル化が進むと見込まれるわが国の社会において自らの夢、希望を実現することができるようになる可能性が高まる。 併せて、デジタル社会において必要となるデジタルに係る知識・技術を習得する当該科目においては、社会での実務経験を有する教職員による指導は、単なる知識、技術の習得に留まらず、子どもたちの課題解決能力や考える力を向上させることが期待される。 同時に、学校や子どもたちから波及する形で市民全体、市全体のデジタル能力が向上することで、「クリーン＆スマート城下町odawara」の実現に資する。 また、デジタル人材が教育現場での指導・教育のほか、市のデジタル施策や学校のデジタル化にも関与することで、デジタル施策やデジタルインフラの質の向上をも可能とする。 さらに、デジタル人材が学校のデジタル化を進めることで、他の教職員の負担が軽減され、子どもたち一人ひとりに向き合うことや授業を充実させることが可能となり、本市の教育水準を向上させるとともに、教育が充実した都市として子育て世代の転入増加等にもつながる。	本市中学校で「デジタル科目」を担当する教職員は、人事制度上（県教育委員会が任用した教職員を市立中学校へ配属）も実務上（中学校が独自にデジタルに精通した人材を募集・任用することは困難）も中学校で確保することは困難であることから、本市市長部局において任用したうえで、本市中学校において正教職員として子どもたちを指導・教育することを想定している（※1）。 しかしながら、教育職員免許法の規制により、現行制度の下では中学校の教員の免許状を有する者でなければ正教職員として子どもたちを指導・教育することができず、教員免許を取得しており、デジタルの知識に精通し、一定以上の実務経験を有する人材を、市内中学校に十分な水準で配属するために必要な人数確保することは、市長部局においても困難と見込まれる（※2）。 （※1） 非常勤講師として任用することについて、当該教職員は本市中学校に新設する「デジタル科目」の担当として、他の教職員と同様に年間を通じて生徒の指導を行い、評価を行う必要があることから、本市としては想定していない（臨時的業務でも非常勤で行うべき業務でもない。）。	教育職員免許法第三条	本市で新設された「デジタル科目」を指導・教育する教職員を任用する場合には、教育職員免許法第三条に規定された免許状の所有を不要とする（※3）。 なお、任用に当たっては、デジタルに関する知識・技能・社会経験をはじめ、教職員としてふさわしい人格、能力を有するか、市長が審査することとする。 （※3） 規制改革後、中学校における「デジタル科目」の新設と教職員としてのデジタル人材の活用は本市と教育委員会が責任を持って実施するものであり、当該制度を大いに活用することを計画している。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
2	「農地」のままで太陽光発電等を行うことが可能となるよう、農地転用制限を撤廃。	本市においては目指すべき将来像を「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」（小田原市エネルギー計画（H27.10））と掲げ、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメント（R元環境省補助採択）、地域マイクログリッド構築事業（R2経済産業省補助採択）をはじめとした地域でのグリーンエネルギー発電と脱炭素型地域交通の推進等について、国や民間とも連携して計画的に取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、「日本一の環境都市」を目指すこととしている。 具体的には、耕作放棄地を中心とした農地等を活用して、「太陽光発電等－蓄電－活用（売電を含む）」を一貫して行う「小田原スーパーソーラー」を市内各地域に整備するとともに、EV充電や災害時のライフライン確保等のために「小田原スーパーソーラー」が市内全域をフォローできるようにネットワークを構築することを計画している。	市内全域で太陽光発電等で発電された電気が活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「グリーン＆スマート城下町odawara」が実現する。 特に、市内どこでもEVの充電が可能となり、市内におけるEVの活用が大幅に進展する（なお、本市はEVを2025年までに市内のEV台数を2500台とすることを計画している。）（※1）。 また、耕作放棄地等が活用され、農村の環境改善、農家の経営安定につながる。 加えて、電気を使用して高付加価値の農作物の生産が可能となり、農家の経営改善につながるほか、それらを活用した観光資源の開発による六次産業化（地元産の高品質な農作物を活用した「美食のまち小田原」の実現、土産物の開発等）、海外輸出なども可能となる。 さらに、市内各所に蓄電設備やEVが配置されることで、災害時には避難所等においてそれらを電源とした電気の使用が可能となり、ライフラインの確保による「災害に強いまちづくり」が進展する。 （※1） 本市がスーパーシティ構想に基づき進めるEVカーシェアリングやEVオンデマンドバスの導入促進の基盤となる。	「小田原スーパーソーラー」は本市農村に点在する耕作放棄地や手入れの行き届かない農地を活用することを想定しているが（※2）、農地法の規制により、現行制度の下では農地のままで太陽光発電等を行うことができない（※3）。 農地から転用すれば可能であるが、転用には手間も時間もかかり、許可が受けられない可能性もあるほか、「先祖代々の農地を守りたい」という意思を有する農家の方々には高いハードルとなっている（理論上は、一度転用した農地をまた農地に戻せば課題は解決されるが、実態としては極めて困難である。）。 （※2） 所有者が希望すれば農地として活用されている土地に「小田原メガソーラー」を設置することを排除するものではない。 しかしながら、農家として安定した経営を行っている所有者が農業を中止してそれを希望する可能性は低いと見込んでいる。 （※3） 「営農型太陽光発電」であれば転用許可は不要であるが、一時転用許可は必要であり、また、農業を継続しながら発電が前提となるため、耕作放棄地等には不相当である。	農地法第四条、第五条	本市で農地を活用した太陽光発電・蓄電等を行う場合には、農地法第四条・第五条に規定された都道府県知事等の許可を不要とし、農地のままで太陽光発電・蓄電等を行うことができるようにする（※4・5）。 なお、当該太陽光発電・蓄電等施設・設備を設置することが、周辺農地や住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。 （※4） 「営業型太陽光発電」を行う場合も、一時転用許可の取得が必要であり、「非営農型太陽光発電」を行う場合との均衡を失うことがないようにする必要があること等から、一時転用許可を不要とする。 （※5） 本市は市の環境政策等もあって環境に係る市民の意識が高く、市の補助制度もあることから、現行制度の下でも26件（営農型12件・非営農型14件）の実績がある（R3.4.16時点）。 規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電等に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
3	建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、当該部分が建物の容積率に算入されないようにする等の建築基準法の制限の緩和。	日本有数の観光地として多くの観光客が訪問し、また、古くからの城下町であるため交差点や隘路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできた。 また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本一の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。	市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「クリーン＆スマート城下町 odawara」が実現する。 加えて、市内全域にEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。 また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されるとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。 併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。 さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果を有するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。 （※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。	EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であるが（※2）、行政による啓発や補助金の交付のみでは限界があり、コストも大きい（※3）。 このため、住宅、特に集合住宅を建設する事業者や多くの人が集まる商業施設、娯楽施設の運営事業者等が導入に協力しなければ、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展は実現困難であるが、現行制度上、環境意識という「善意」に頼らざるを得ない状況である（※4）。 （※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のボトルネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。 （※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前施設、民間事業所、市役所等へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針であるが、別観点からのアプローチも行う必要性を感じている。	建築基準法第五十二条第一項 建築基準法施行令第二条第一項第四号 （※4） 具体例として、現行制度上、事業者等が建物内に車両用車庫を設置する場合、容積率算定に当たり、自動車車庫等部分については総面積の1/5までは建物の床面積に算入されないものの、個人・家庭用のガソリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者の導入意欲につながらない。	本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第五十二条第一項及び建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定された制限が緩和され、当該施設・設備部分を建物の容積率に一切算入しないものとする。 また、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に特段の効果を挙げると市長が特に認めた施設・設備を設置する場合には、容積率を更に緩和することができるものとする（※5）。 なお、市長は審査を行うに当たり、当該容積率の緩和を行うことが都市環境に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。 （※5） 集合住宅や商業施設、娯楽施設において容積率が緩和されることは、事業者にとっては経済的メリットが大きく、また、環境に配慮した施設としてのPR効果もあるため、規制緩和後には当該制度が大いに活用されることが見込まれる。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
4	EVカーシェアリング等のための施設を設置した場合、建築基準法の用途制限・生産緑地法の行為制限の緩和。	日本有数の観光地として多くの観光客が訪問し、また、古くからの城下町であるため交差点や隘路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできた。 また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本一の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。	市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「クリーン＆スマート城下町odawara」が実現する。 加えて、市内全域にEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。 また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されるとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。 併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。 さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果を有するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。 （※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。	EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であり（※2）、本市としても行政による啓発や補助金の交付等に取り組んでいる（※3）。 一方で、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展を進めるためには、別観点からのアプローチも行うことも必要である。 （※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のボトルネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。 （※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前施設、民間事業所、市役所等へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針である。	建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六項、別表第2（い）（は）（ほ）（へ） 生産緑地法第八条第一項、第二項 生産緑地法施行令第五条 生産緑地法施行規則第二条第一号、第二号	本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めた「EVカーシェアリング等のための施設・設備」を設置した場合には、建築基準法第四十八条第一項、第三項、第五項、第六項、別表第2（い）（は）（ほ）（へ）に規定された用途制限並びに生産緑地法第八条第一項、第二項、生産緑地法施行令第五条、生産緑地法施行規則第二条第一号、第二号に規定された行為制限を緩和する（※4）。 なお、市長は審査を行うに当たり、当該緩和を行うことが周辺環境に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。 （※4） 具体的には、用途制限が課されている第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域にEVカーシェアリング用の単独自動車車庫等を設置すること、生産緑地にEVカーシェアリング用の駐車場やステーションを設置することが可能となる。 これまでは設置することができなかった駐車場等の施設を設置することができることは、EVカーシェアリング事業者にとってはメリットが大きく、事業者の増加や経営環境改善によるEVカーシェアリングの推進が見込まれる。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
5	建物内にEVカーシェアリングのための施設を設置した場合、大規模小売店舗立地法（大店立地法）に定める駐車場の台数基準の緩和。	日本有数の観光地として多くの観光客が訪問し、また、古くからの城下町であるため交差点や隘路が多い本市においては、増大する自動車交通量に対応して、交通渋滞を緩和し、また、交通弱者の安全を守るため、市街地への通過交通の流入を回避させるなど、広域的・総合的な道路網の整備や交通安全対策等に取り組んできた。 また、市内でEVを活用したカーシェアリング事業を行う民間事業者や国（環境省）と連携して、脱炭素型の地域交通モデルの構築事業を目指すなど、EVを中心としたカーシェアリングと、EVを「動く蓄電池」と捉えた地域においてエネルギーを無駄なく利用する地域エネルギーマネジメントにも取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、EVを活用した「日本一の環境都市」を目標として、EVカーシェアリングの強力な推進等による交通渋滞の緩和・交通弱者の保護と脱炭素化社会の実現の両立の実現に取り組む。	市内全域でEVカーシェアリングが活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「クリーン＆スマート城下町odawara」が実現する。 加えて、市内全域にEVカーシェアリングのための施設が設置されることで、市民の環境意識の向上につながることも期待される。 また、EVカーシェアリングが活用されることで、市内、特に人口が密集する中心市街地の自動車交通量が減少し、交通渋滞が緩和されとともに、交通弱者が安全に生活することができ、都市環境が向上する（※1）。 併せて、観光客がEVカーシェアリングを利用することにより、市内観光地の周遊が容易となり、観光地としての本市の魅力が向上し、観光客の増加・滞在時間の増加による経済的効果（小規模小売事業を中心とする中心市街地活性化等）と都市環境の改善との両立が見込まれる（※1）。 さらに、市内各所に「動く蓄電池」の効果を有するEVが配置されることで、災害時には電気の使用が可能となり、ライフラインが確保できる。 （※1） 同時に推進するEVオンデマンドバスの導入促進等との相乗効果も期待される。	EVカーシェアリングを推進するためには、車両使用者の環境意識を高めていただくことが最も重要であるが（※2）、行政による啓発や補助金の交付のみでは限界があり、コストも大きい（※3）。 このため、多くの人が集まる商業施設の運営事業者等が導入に協力しなければ、EVカーシェアリング導入の飛躍的進展は実現困難であるが、現行制度上、環境意識という「善意」に頼らざるを得ない状況である（※4）。 （※2） 広域的な自動車交通需要に対応するための施策について、交差点改良、連続立体交差事業、左右折レーンの設置等のボトルネック解消施策では、個々の事業の効果は限定的であり、自動車交通量そのものの減少が最も効果的である。 （※3） 本市は、市民・事業者への啓発や、環境省補助金を活用した駅前へのEVの段階的導入を実施しており、更なる取り組みを進めていく方針であるが、別観点からのアプローチも行う必要性を感じている。	大規模小売店舗立地法（大店立地法）第四条第二項第二号イ大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号） （※4） 具体例として、現行制度上、大規模小売店舗を設置する者が大店立地法及び告示に基づき確保しなければならない駐車場の台数について、個人・家庭用のガソリン車とカーシェアリング用のEVで取り扱いに差がないため、事業者（設置者）の導入意欲につながらない。	本市において、渋滞緩和や脱炭素社会の実現に資すると市長が特に認めたEVカーシェアリング等のための施設・設備を設置した場合には、大店立地法第四条第二項第二号イ及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき大規模小売店舗設置者が確保しなければならない駐車場の台数の基準を緩和することができるものとする（※5）。 なお、市長は審査を行うに当たり、当該駐車場の台数の基準緩和を行うことが周辺道路における交通等に悪影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮することとする。 （※5） 大規模小売店舗において、駐車場設置台数の基準が緩和されることは、事業者にとっては経済的メリットが大きく、また、環境に配慮した施設としてのPR効果もあるため、規制緩和後には当該制度が十分に活用されることが見込まれる。	無

新たな規制・制度改革の提案

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
6	屋上に設置する太陽光発電設備については、建物の高さに算入されないよう建築基準法の制限の緩和。	本市においては目指すべき将来像を「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」（小田原市エネルギー計画（H27.10））と掲げ、EVを活用した新たな地域エネルギーマネジメント（R元環境省補助採択）、地域マイクログリッド構築事業（R2経済産業省補助採択）をはじめとした地域でのクリーンエネルギー発電と脱炭素型地域交通の推進等について、国や民間とも連携して計画的に取り組んできた。 今般、「スーパーシティ構想」への応募を好機としてその取組を大幅に加速し、「日本一の環境都市」を目指すこととしている。 具体的には、「太陽光発電・蓄電ー活用（売電を含む）」を一貫して行う「小田原スーパーソーラー」をはじめ、発電・蓄電施設を市内各地域に整備するとともに、EV充電等を行う施設・設備が市内全域をフォローできるようなネットワークを構築することを計画している。	市内全域で太陽光発電で発電された電気が活用され、脱炭素化が大幅に進展し、「グリーン＆スマート城下町odawara」が実現する。 特に、市内どこでもEVの充電が可能となり、市内におけるEVの活用が大幅に進展する（なお、本市はEVを2026年までに市内のEV台数を2500台とすることを計画している。）（※1）。 また、市内各所に発電・蓄電設備やEVが配置されることで、災害時には避難所等においてそれらを電源とした電気の使用が可能となり、ライフラインの確保による「災害に強いまちづくり」が進展する。 さらに、太陽光発電システムによる発電量の表示モニターなど、教育現場において環境教育を促進することにより、子どもはもちろん、学校や子どもたちから波及する形で市民全体、市全体の環境への意識の啓発・向上も期待できる。 （※1） 本市がスーパーシティ構想に基づき同時に進めるEVカーシェアリングやEVオンデマンドバスの導入促進の基盤となる。	本市においては小中学校をはじめとする多くの公共施設の屋上に太陽光発電施設・設備が設置され、民間のマンションや商業施設等の屋上にも設置を推奨しているところである。 しかしながら、建築基準法の規制により、現行制度の下では建物の建築面積の八分の一を超える場合は建物の高さとして算入されるため、同法等が定める建物の高さの基準に抵触してしまい、屋上への太陽光発電施設・設備の設置が進みにくい。	建築基準法第五十五条第一項、第五十六条第一項 建築基準法施行令第二条第一項第六号	本市で建物の屋上に太陽光発電・蓄電に係る施設・設備を設置した場合には、建築基準法第五十五条、第五十六条及び建築基準法施行令第二条に規定された制限が緩和され、当該設置部分を建物の高さに一切算入しないものとする（※2）。 当該設置を行うことが、周辺住宅地をはじめとする地域環境に悪影響を及ぼすことがないよう、市長が事前に審査を行い、必要な場合には設置等を差し止めることができるものとする。 （※2） 本市は市の環境政策等もあって環境に係る市民の意識が高く、市の補助制度もあることから、屋上への太陽光発電・蓄電に係る施設・設備の設置についての意欲が高い傾向になる。 規制改革が行われた場合には、同制度も活用し、太陽光発電・蓄電に取り組む事例の更なる増加が見込まれる。	無

既存の国家戦略特区の特例措置の活用予定

N O	既存の国家戦略特区の特例措置の活用	特例措置を活用した事業の概要
1	卒業後の就職活動期間の延長 (法務省通知 管在第7577 平成28年12月13日)	本市に立地する関東学院大学（小田原キャンパス）や本市での開学を計画する日本先端大学（仮称）等を卒業する優秀な外国人留学生のうち、本市での就職を希望する卒業生について、当該特例措置を活用して、インターンシップへの参加促進等、産・学・官で連携して継続的に就職活動を支援することにより、本市企業への就職を促す。このことにより、卒業後2年目の滞在が可能となる。 本市での就業を希望するものの、コロナ禍や景気動向等により結果として就職が決まらない優秀な卒業生が本市で就職することが可能となるとともに、人手不足に悩む本市企業が優秀な人材を活用することが可能となり、本市の経済振興につながる。 また、行政による手厚い就職支援が受けられることが本市に立地する大学の魅力を高め、本市への転入人口の増加、本市の国際化の推進等の効果も期待される。
2	古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外 (旅館業法施行令 平成30年1月31日改正)	観光地としての本市の魅力を向上させるためには、本市の観光資源の中でも、城下町・宿場町としての、また、政財界要人の滞在地としての風情を今に伝える歴史的建造物を含む古民家等の活用は重要な課題であり、官民連携で取組を進めている。 観光地としての魅力向上と本市の歴史的・文化的資源の承継、そして民間との連携による本市の負担軽減が期待できる古民家等を旅館として活用する手法については有効な選択肢として認識しており、先進都市（宮崎県日南市等）の事例も研究しながら、民間企業等（観光業者）と共に検討を進めたところであり、フロント等の設置義務を除外する当該特例措置も活用して、実現に向けて取り組む。
3	企業による農地取得の特例 (法人農地取得事業 国家戦略特別区域法第18条 平成28年9月1日施行)	現在、本市においては、営業型太陽光発電事業や六次産業化も視野に入れて、農地所有適格法人による農業参入事例が少数ながら存在しており、新規参入意欲を持つ法人も存在しているが、農地所有目的法人の新規設立の負担が阻害要因となっている。 当該特例措置の活用も可能とすることで、本市においても企業の農業参入が可能となり、農業の担い手不足や耕作放棄地等の解消につながる（本市においては地元企業の農業参入を想定）。

○住民説明会の開催、パブリックコメント等、住民その他の利害関係者の意向把握のために講じた措置の内容及び実施状況

【市民意見募集】

今後、小田原市がデジタル化によるまちづくりを進めていくにあたり、実現を期待するデジタル技術を活用したサービスのアイデアを募集した。

- ・令和2年12月18日～令和3年2月1日
- ・件数：18件

【市民との意見交換会】

本市のデジタル化によるまちづくりとスーパーシティ構想の概要について、市長から直接説明し、その内容に関する市民との意見交換を行った。

- 令和3年4月10日15時～16時 川東タウンセンターマロニエ <参加者：48名>
- 令和3年4月10日19時～20時 城北タウンセンターいずみ <参加者：19名>
- 令和3年4月11日10時～11時 橘タウンセンターこゆるぎ <参加者：15名>
- 令和3年4月11日14時～15時 小田原市役所601会議室 <参加者：22名>
- 令和3年4月11日18時～19時 市民交流センターUMECO <参加者：8名>

【概要】

- ・「小田原市のデジタル化によるまちづくり」について市長による説明
- ・市長説明後、意見交換会

【主な意見】

- ・個人情報の取り扱いについては不安があるので慎重に取り扱ってほしい
- ・PCやスマホに不慣れな人が不利益になることがないようにしてほしい
- ・デジタル化をすすめて小田原の魅力をもっと発信してほしい 等

【パブリックコメント】

本市がスーパーシティ構想で目指すまちのイメージに関するパブリックコメントを実施した。

- ・令和3年3月1日～令和3年3月30日
- ・件数：14件

○住民等の意向把握、確認について今後の予定

国家戦略特別区域指定後や重要な場面では、市民等に対する説明会を十分な回数実施していく。

○データ連携基盤整備事業の概要及びシステム構成図等

- データ連携基盤整備事業の概要は、以下2点である

1. 先端的サービスを提供する為に区域データの活用が必要となる際、先端的サービスを提供する主体の情報システムと区域データを保有する主体の情報システムとの相互の連携及び互換性を確保するデータ連携基盤を整備する事
2. 区域データを、収集及び整理をし、先端的サービスを提供する主体に提供する事

本事業で整備するデータ連携基盤は「スーパースィティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書」で示されている通り、サービス間相互で、必要な時に、必要なデータを連携・共有できるよう、オープンに相互接続できる必要があり、以下を満たす必要がある。

- ✓ ブローカー機能等を用いて、様々な主体が提供するデータを集約・変換・配信する
- ✓ 原則としてデータ分散方式とする
- ✓ APIは可能な限り狭義のオープンAPIとするまた、APIの情報をまとめたAPIカタログを実装する

○A P I の公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保に関する事項

- データ連携基盤を介して連携するデータは、そのデータ活用のためのAPIを公開する。
デベロッパーサイト、APIカタログサイトを構築し、このサイト内でAPIを公開するものとし、公開する情報には以下が含まれる。
 - ✓データの種類、内容
 - ✓データ形式（データモデル）
 - ✓データ利用に関しての手続き（APIエンドポイント、配布URL、アクセストークン入手の手順等）
 - ✓データの利用条件（利用規約、契約の要否、利用制限等）
- 公開するAPIについては、「スーパースィティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書」で示されているとおり、狭義のオープンAPI、広義のオープンAPI、クローズドAPI等、APIの接続先によって異なる接続ポリシーに合わせる方針とする。なお、可能な限り狭義のオープンAPIとする。
- また、デベロッパーサイトを通じて、利用者からのフィードバックをもとに、APIおよびその付帯情報を定期的に見直す体制を構築する。

○データ連携基盤で有する主な機能およびその整備方針

- スーパーシティ型国家戦略特区における先端的サービスの提供および市民等のサービス利用の活性化を実現するため、先端的サービス間の相互連携の促進および市民等の個人情報の適切な取り扱い等の観点で、データ連携基盤の各機能について、以下の各要件より実装に適したものを順次、整備を進めていく

- ✓ データ仲介（ブローカー）機能

- ✓ 目的：先端的サービスの様々な事業主体が提供するデータを集約・変換・配信する

分類	要件名	説明
機能要件 (データ活用)	データ参照	データ参照の要求を受け、外部サービスが保持するデータを返却可能なこと（データ分散方式）
		データ参照の要求を受け、データストア機能に蓄積されたデータを返却可能なこと（データ蓄積方式）
	API仕様	データ利活用の利便性を考慮し、標準ルールに沿ったAPI（REST等）を提供可能なこと
	データ変換	外部サービスへの接続時、接続先のインターフェースに合わせたデータ変換が可能なこと
機能要件 (データ収集)	データ更新	データ提供者からデータを受け、必要なサービスへデータを送信できること
		データ提供者からデータを受け、データストア機能に蓄積可能なこと
	API仕様	多種多様なアセットからのデータ収集を想定し、標準APIに限らず様々な接続方式に対応可能なこと
非機能要件	リソース拡張	利用状況に応じた柔軟なリソース拡張が行えること

- ✓ 開発者ポータル構築

- ✓ 目的：データ連携基盤が取り扱うデータ利用のためのAPI公開

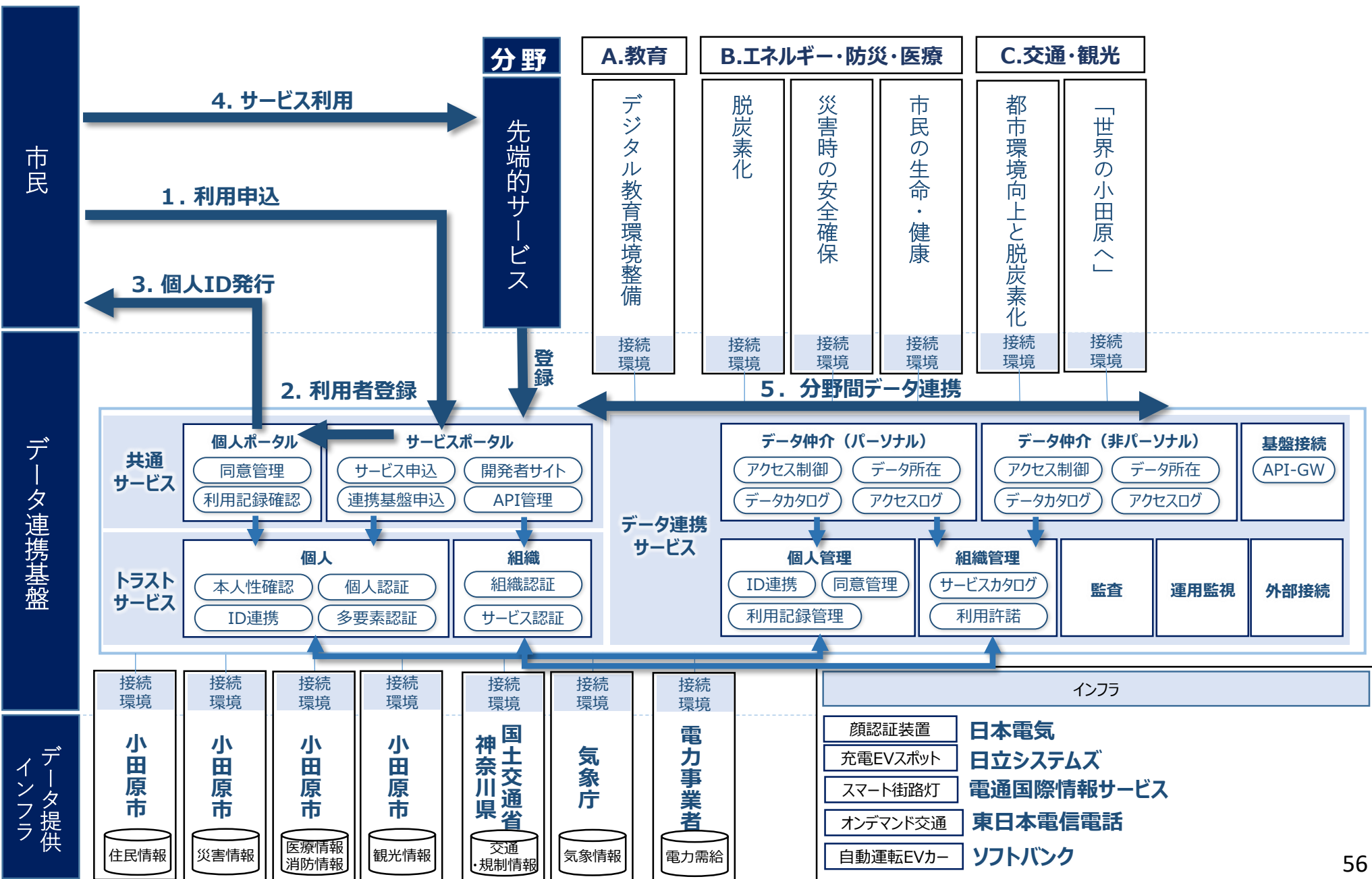
APIカタログ	API機能（検索・表示）
	各APIの詳細情報（含むデータ形式（データモデル））
	APIに関するガイドライン（利用条件、利用手順、利用規約）

- ✓ パーソナルデータの取り扱い

- ✓ 目的：プライバシーインパクトが懸念されるデータ管理の観点からデータ分散方式を前提とする。データのコントロール権は個人にあるという原則のもと、オプトイン/オプトアウト機能による目的別同意に基づいた、サービス事業者間のデータ提供を実現する

※データ連携基盤の設計・構築においては、以下の規格やアーキテクチャへの準拠等の上で、整備を進める

- ・データ連携インターフェースにおける国際標準規格
- ・国が整備するデータ連携基盤に関する共通モデル
- ・「スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 最終報告書」
- ・都市OSの実装方針等を含むスマートシティリファレンスアーキテクチャ



法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準への適合に関する事項

※国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体を本市とする前提で記載している。なお、外部事業者への委託を行う場合においては、法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準への適合を要件とし、本市が実施するものと同等かそれ以上の水準を求める予定である。

No	項目	措置（予定を含む）
1	経営者の関与を含む責任体制等の確立	本市では小田原市情報セキュリティポリシーを定めており、本ポリシーの中で本市の行政全般における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任はCISOが有しこれを副市長が担い、情報セキュリティ監査人を総務課長、情報システム管理者を各課等の長とする旨を定めている。スーパーシティ実施においても本責任体制を踏襲し、必要に応じて見直しを実施する。
2	サイバーセキュリティ確保に関する運用規程等の策定	本市では小田原市情報セキュリティポリシーを定めており、本ポリシーの中で物理的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、運用について規定している。スーパーシティ実施においても本セキュリティポリシーを踏襲し、必要に応じてISMSの要求事項等を参照し運用規定の策定検討を行う。
3	サイバーセキュリティに係る要員の確保	本市では現時点（令和3年4月16日）で情報処理安全確保支援士等のセキュリティ資格を保有するセキュリティ人材は確保されていないが、必要に応じて神奈川県CSIRT（総務局デジタル戦略本部室）や神奈川情報セキュリティクラウドのエンタープライズ運用センター（SOC）、神奈川県警に相談・確認を行っている。スーパーシティに向けて、必要なセキュリティ人材の検討及び育成・確保の計画を検討し、人材確保に努める。また、委託事業者への委託要件とすることも人材確保の手段として検討する。
4	P D C Aサイクルの確立	本市では年に一度「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を参考に、内部監査を実施している。 本市では現時点（令和3年4月16日）でセキュリティに関係する第三者認証を取得していないため、スーパーシティに向けて、第三者認証取得計画の策定を検討する。
5	インシデント対応	本市では小田原市情報セキュリティポリシーを定めており、本ポリシーの中で情報セキュリティインシデントの対策を示している。 本市ではCISOが情報セキュリティインシデントに対処するための体制（CSIRT）を整備し、情報セキュリティインシデントについて部局等より報告を受けた場合には、CSIRTはその状況を確認し、CISOに速やかに報告するとともに、再発防止策についても報告するよう規程している。 スーパーシティ実施においても本セキュリティポリシーを踏襲し、セキュリティ侵害時には当該計画に従って適切に対処する。
6	事業継続計画の策定	本市では小田原市情報セキュリティポリシーを定めており、本ポリシーの中でサイバーセキュリティインシデントに対する緊急時対応計画を示している。スーパーシティ実施においても本対応計画を踏襲し、災害やサイバー攻撃などの緊急事態時には当該計画に従って適切に対処する。
7	リスクの分析と対策	スーパーシティ実施に向けた実証事業において、サイバーセキュリティ確保に関する運用規程（小田原市情報セキュリティポリシー）に基づき、事業リスクを明確にするプロセスとしてリスク分析を実施、リスクに応じて対策する。リスク分析では、評価対象（資産や事業）の価値（重要性）、想定される被害の規模・影響、評価対象に対して想定される脅威とその発生の可能性、想定される脅威が生じた際の受容可能性（評価対象の脆弱性、対策不備）を明確にする。 リスク対策として、実効的なリスクの低減の実現、効果的なセキュリティ投資の実現（追加対策、有効なテスト箇所の抽出）、PDCAサイクルの確立とセキュリティの維持向上を継続するためのベースを作成して対応する。
8	脆弱性に対する継続的な対策	サイバーセキュリティ確保に関する運用規程に基づき、本件で運用するサービスを構成するミドルウェア、アプリケーション等の脆弱性情報を収集し、定期及び緊急対応としてパッチを適用する。脆弱性診断を定期的に実施することで、新たな脆弱性、構成・設定変更によって生じたリスクを明確にして対処する。
9	サイバー攻撃等の検知及び監視	リスクの分析と対策で検討したシステム構成に対して、外部及び内部の不審な通信を監視する装置を導入し、24時間365日監視することで、脅威の早期発見、早期対応を実現する。

【凡例】

- ・：既存の取り組み
- ：スーパーシティ実施に向けた取り組み

Ⅱ.個別事項⑦「個人情報の適切な取扱い」に関する事項

○データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者による住民等の個人情報の適切な取扱いの確保のための具体的な取組

1 個人情報を取扱う事業者の対象範囲と参照すべき法律の前提

本構想において個人情報を取扱う事業者は、データ連携基盤整備事業者及び先端的サービス提供事業者（データ連携基盤に接続しサービス実現に必要なデータを分散管理し、データを提供する主体）である（各事業者の委託先事業者を含む。以下「関係事業者」という。）。

本市（個人情報の取扱い、住民へのサービス説明、サービス統括を主体的に行う）及び関係事業者は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、官民データ活用推進基本法及び個人情報保護条例等を遵守することを前提とする。

2 スーパーシティ実施における住民への責任の考え方の前提

本市は、取り扱うデータを分散管理しサービス統括するもの（委託する場合がある）として、住民の本人確認・ID管理及び関係事業者の管理・監査等を実施する。

また、個人情報の取扱いにおける関係事業者との契約・規約関係を整理し、個人情報保護条例及びプライバシーポリシーに則った個人情報管理、住民への説明等を以下の観点で実施する。

(1) 個人情報、個人関連情報等の取扱いに関するルールの策定、公表（個人情報、個人関連情報等の取扱いに係る本人同意の取得等）

・本市では、「小田原市個人情報保護条例」及び「小田原市個人情報保護条例施行規則」を定めており、個人情報、個人関連情報等の取扱いに係る本人同意の取得等については、本条例に基づいて行っている。

・本市では、「小田原市個人情報の安全管理対策基準」及び「小田原市情報セキュリティポリシー」を定めており、個人情報保護への取組や対策については、本基準及び本ポリシーに基づいて行っている。

・本市では、「小田原市個人情報保護運営審議会規則」を定め、個人情報保護制度に関し調査審議する為の「個人情報保護運営審議会」を設置している。

○スーパーシティ実施に向けて、個人情報の取扱い範囲や関係事業者等が拡大することを踏まえ、必要に応じて上記条例やポリシー等の改正を検討する。また、本市と関係事業者間における個人情報の利活用を図っていくため、匿名加工情報に係る条例改正を検討する。

(2) プライバシー影響評価（PIA）の実施

・本市では、個人情報保護委員会事務局が定めるところの特定個人情報保護評価（基礎項目評価22、重点項目評価5、PIAに相当）を実施し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じている。

○スーパーシティ実施に向けて、特定個人情報に限らずPIA対象範囲を定義し、上記相当の個人情報保護評価を実施し、リスクを軽減するための適切な措置を検討する。

(3) 住民等に対する、個人情報、個人関連情報等の取扱いに関する説明

・本市が実施する事務において個人情報を収集するときは、条例に基づき個人情報の取扱い目的の明示を明確にし、必要最低限の収集としている。

○スーパーシティ実施に向けて、住民に対しスーパーシティの構想（個人情報を活用した先端的サービス等を含む）の説明会を5回実施している。

(4) 協議会等、スーパーシティ全体のデータガバナンスを担当する組織やその役割等

・本市では、令和3年4月1日付で「デジタルイノベーション課」を設置し、スーパーシティ実施に向けて、スーパーシティ全体のデータガバナンス担当の検討や適切な役割の検討を行う。

(5) 関係事業者、職員等の研修の実施

・本市では、入庁時と初回昇任試験時に個人情報の取扱いに関する研修を行っている。また、年に一度、職員への個人情報に関する監査を行っている。

○スーパーシティ実施に向けて、取り扱う個人情報の幅や関係事業者が拡大することを踏まえ、関係する職員に加え、関係事業者に対しても定期的な研修を実施する予定である。

○スーパーシティ実施に向けて、各カテゴリ・情報区分ごとに主に以下の法律・ガイドラインを参照し、個人情報の適切な取扱いを検討する。

-データ流通全般：「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」における改正個人情報保護法

-ガバナンス面：スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会「スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会最終報告書」
総務省スマートシティセキュリティガイドライン(1.0版)

-特定個人情報：個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」

-顔認証技術による本人確認サービス：内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期/ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術のアーキテクチャ構築ならびに実証研究事業」における「生体認証（顔特徴量）データの事業者間連携に関するアーキテクチャ実証研究」

-カメラ設置による人の位置等検知：IoT推進コンソーシアム/総務省/経済産業省「カメラ画像利活用ガイドブック」

-医療情報：厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

総務省/経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」